

# 専門委員制度 アンケート等結果報告書

2019（令和元）年12月

東京三弁護士会  
医療関係事件検討協議会



## はじめに

医療訴訟のよりよいあり方を求めて東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が、東京三弁護士会医療関係事件検討協議会を設置し、活動を始めてから17年が経過しました。

本協議会は、患者側、医療側双方の弁護士がそれぞれのよって立つスタンスを明確にした上で、原則として患者側、医療側半数ずつ、ほぼ同数の協議委員で構成され、医療関係事件の諸問題をともに議論し、情報を共有することにより相互の理解を深め、患者側、医療側の協力のもとに医療関係事件のより公平・公正・迅速な解決に資することを目的に発足しました。

以来、本協議会では、専門委員制度検証小委員会等、各種の小委員会を設置し、医療関係事件に関する諸制度の検証・検討などを行って参りました。

専門委員制度検証小委員会では、2004年4月に施行された専門委員制度の医療事件における実際の活用の仕方や運用上の問題点につき検証し、第1次アンケート調査の結果をふまえ、2008年3月に「専門委員制度検証小委員会報告書」を、その後の第2次アンケート調査及び第3次アンケート調査の結果をふまえ、2015年6月に「専門委員制度アンケート結果報告書」を、各公表しました。

今般、「医療関係事件における専門委員制度の活用・運用」の実態を報告するとともに、医療関係事件においても「専門委員の説明内容は証拠とされない」との原則への揺らぎが一部に見られつつある現状を踏まえ、この原則を維持すべきか、例外を認めるべきか、また例外を認める場合の手続的保障をどうするべきかなどの視点から、第4次アンケート及び関係事件の相当数についての記録閲覧を実施し、検証を行いました。その結果を踏まえ、改めて原則の再確認を行うとともに例外についての慎重な取扱いの必要性等について小委員会としての提言を行っております。専門委員制度の運用が法の趣旨を曲げてしまうことのないことを願い、本報告書を公表します。

2019（令和元）年12月26日

東京弁護士会

会 長 篠 塚 力

第一東京弁護士会

会 長 若 林 茂 雄

第二東京弁護士会

会 長 関 谷 文 隆

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会

委員長 小 西 貞 行

専門委員制度検証小委員会

委員長 弓 仲 忠 昭

## 目 次

第 1	専門委員制度について	1
1	民訴法一部改正法による専門委員制度の施行と制度の概要	1
2	東京地裁医療集中部による運用と修正（試行的運用のルール、医弁裁協議会幹事会での合意）	2
3	現状（試行的運用を超える利用が増えつつある）	3
第 2	専門委員制度検証小委員会によるアンケートの実施と経過	4
1	専門委員制度検証小委員会の役割・存在意義	4
2	アンケートの目的	5
3	第 1 次～第 3 次の各報告と公表	5
4	第 4 次アンケート件数、回答回収数	6
5	アンケートへの裁判所のご協力	6
第 3	第 4 次アンケート結果の概要	7
1	はじめに	7
2	終了事由	7
3	診療科	7
4	専門委員(氏名、所属、専門分野)	7
5	利用目的	7
6	関与の経緯	8
7	人選	8
第 4	第 4 次アンケートに見る運用の実態	8
1	事前説明と同意	8
2	実際の活動	9
3	関与結果についての意見及び評価	9
4	関与の仕方、運用等についての意見・感想	10
5	専門委員制度についての意見・感想	10
第 5	裁判記録閲覧結果に基づく、アンケートに書かれていない事項の補充	10
1	はじめに	10
2	専門委員関与の経過について	10
3	専門委員関与にあたっての事前の説明について	11
4	当事者の同意の範囲について	12
5	専門委員への質問事項の作成について	13
6	専門委員への提示資料について	13

7	専門委員関与決定から専門委員の立会期日までの期間について	13
8	専門委員に説明または意見を求める方式	13
9	専門委員の立会期日以後の和解勧告について	14
第6	専門委員の意見の記録化と「証拠」化について	14
1	専門委員の意見は民事訴訟記録にどのように記載されているか	14
2	専門委員の意見の「証拠」化について	14
	(1) 専門委員の提出した書面や期日調書の直接の証拠化	14
	(2) その他のケース	15
第7	専門委員制度の運用の現状と当委員会の意見	16
1	制度の創設	16
2	最高裁事務総局の専門委員参考資料の内容の変遷および学説	17
	(1) 2004（平成16）年2月発行の専門委員参考資料に書かれた原則	17
	(2) 説明と意見の違いと医療集中部の試行的運用	17
	(3) 専門委員制度を活用するためには、簡易鑑定的利用を是認すべきとする見解の台頭	18
	(4) 2014（平成26）年2月発行の改訂版の専門委員参考資料に書かれた原則と例外	19
	(5) 当委員会の意見（まとめ）	20
第8	専門委員制度を利用する場合の代理人として留意すべき点	21

**【資料一覧】**

添付資料1	医療集中部における専門委員の関与のあり方について	23
添付資料2-1	第4次アンケート集計結果	24
添付資料2-2	第4次アンケート回答における代理人弁護士の意見	50
添付資料3-1	専門委員規則（平成一五年十一月一二日）	59
添付資料3-2	専門委員規則（平成二四年七月一七日改正）	61
添付資料4	専門委員制度アンケートのお願い及び第4次アンケート用紙	63

2019（令和元）年12月26日

## 専門委員制度アンケート（第4次）等結果報告書

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会  
専門委員制度検証小委員会

南 出 行 生  
弓 仲 忠 昭  
中 山 ひとみ  
五十嵐 裕 美  
児 玉 安 司  
水 沼 太 郎  
木 下 正一郎  
井 上 雅 弘  
高 梨 滋 雄

（登録番号順）

### 第1 専門委員制度について

#### 1 民訴法一部改正法による専門委員制度の施行と制度の概要

裁判所が専門的知見を獲得する制度として、その導入につき議論のあった専門委員制度は、民事訴訟法の一部改正法の成立により、2004（平成16）年4月に施行されて、早15年が経過した。

導入された専門委員制度の概要は下記のとおりである。

#### 記

- ① 民事訴訟の適正かつ迅速な解決に専門的な知識経験（知見）を必要とする場合に、その分野の専門的知識経験を十分に有する専門家（専門委員）に争点整理、証拠調べ又は和解の各手続に関与させ、その説明を聴くことを可能にする手続である。裁判所のアドバイザー的立場から関与する。
- ② 専門委員の説明は、鑑定と異なり証拠にならない。
- ③ 争点整理又は証拠調べに専門委員を関与させる場合には、当事者の意見を聴いた上で行う。また、和解の試みに専門委員を関与させる場合には、当事者の同意を得た上で行う。
- ④ 専門委員の人選（指定）に当たっては、あらかじめ当事者の意見を聴く。

専門委員には裁判官同様、除斥・忌避の制度が設けられている。

- ⑤ 証拠調べにおいて専門委員が発問する場合は、当事者の同意を得た上で行う。
- ⑥ 当事者には、専門委員の説明に対し、意見を述べる機会がある。
- ⑦ 当事者双方が専門委員を関与させる決定の取消しを申し立てたときは、関与決定が取り消される。

## 2 東京地裁医療集中部による運用と修正（試行的運用のルール、医弁裁協議会幹事会での合意）

専門委員制度は、施行以来、医療裁判の分野では、導入に至る消極的な意見の反映もあり、東京地裁医療集中部での活用は活発とは言えない状況が続いていた。原被告両当事者代理人らからは、裁判所の心証形成が不透明になされかねないことにつき警戒感が強く、裁判所からの専門委員関与の勧めに対し、当事者の意見も踏まえた結果、関与決定に至る件数は多くはなかった。

このような事情を背景に、2006（平成18）年3月に、東京地裁医療集中部（民事第14部、同30部、同34部及び同35部）、医療機関（都内所在の大学病院、現在13大学）及び弁護士会（東京3弁護士会）との協議会幹事会（以下、「幹事会」という。）で、東京地裁医療集中部から、専門委員の関与を増やすべく、弁護士会に対し、「医療集中部における専門委員の関与のあり方について」の原案が提示されるに至った。

裁判所からの原案につき、東京3弁護士会医療関係事件検討協議会での協議を経て、弁護士会から、末尾添附資料1の3項（3）のとおり、原案に「当該意見が証拠資料にならないことを踏まえ」と加筆・修正する提案をし、裁判所もその提案を了解し、2006（平成18）年夏から試行的運用を開始した（以下、「試行的運用」という。）。

上記加筆・修正案は、2006（平成18）年10月4日、同日付け「医療集中部における専門委員の関与のあり方について」（末尾添附資料1。以下、「申し合わせ」という。）として配布され、幹事会で配布の上確認された。その後、同年12月14日開催の医療機関、弁護士会及び裁判所との協議会（以下、「協議会」という。）に、その旨報告された。

すなわち、この申し合わせは、上記幹事会及び協議会で、異論なく、医療機関、弁護士会及び裁判所との間の申し合わせ事項となった。要旨は下記のとおりである。

記

- ① 専門委員に説明を求める事項は、当事者双方の意見を聴いた上、裁判所が原則として書面に記載し当事者双方に示す。
- ② 裁判所は専門委員に、期日以前に、①の事項を示し趣旨を明らかにするとともに、期日においては①の事項についてのみ説明し、それ以外の発言をしないよう注意を求める。
- ③ 裁判所が相当と認め、かつ当事者双方が同意する場合には、専門委員に対し、一般的知見の説明に加え、具体的事項についての意見を求める運用を試行的に行う。

この運用の際には、①及び②に加え以下の点に留意する。

- (1) 専門委員制度が、本来、専門委員から一般的知見の説明を受けることを内容とするものであることに照らし、この運用は、当事者が専門家の協力を受けることが困難な場合など例外的な場合に限定して行う。
- (2) 専門委員は、求められた事項についてのみ意見を述べ、原則としてあらかじめ作成した書面に基づき意見を述べる。
- (3) 専門委員が意見を述べた事項についても、当該意見が証拠資料にならないことを踏まえ、当事者に立証の機会を十分に確保する。

この申し合わせは、医療訴訟において、専門委員制度の積極的活用を模索していた裁判所と、元来、法の予定していた「説明」を超えて専門委員が「意見」を述べた場合に、不利な「意見」を述べられた一方当事者に反論・反証等の機会が保障されないまま、専門委員が述べたその「意見」により、裁判所が心証を形成するのではないかなどの危惧をいただいていた弁護士会との間で、医療機関を交えた協議を経て、試行的に運用することを申し合わせたものである。

試行的運用については、2007（平成19）年夏までに「それまでの運用状況を踏まえて」見直すこととされた。

その後、2007（平成19）年10月1日の幹事会で、さらに1年間の経過観察の後、再度検討することとされ、その後も、幹事会で、上記申し合わせを継続することを確認し、今日に至っている。

### 3 現状（試行的運用を超える利用が増えつつある）

しかし、試行的運用は謙抑的な面が強く、裁判所にとって使いにくかったためか、東京地裁の医療集中部では少なくとも運用開始当初において専門委員制度の利用は必ずしも活発にはならなかった。その後、医療訴訟に関与した裁判官を中心に、簡易鑑定的利用に肯定的な見解（同意が



あるのであれば、試行的運用の上記③と実質的に同様）あるいは説明内容を証拠に出来るとする見解等（証拠化を肯定する点で試行的運用を超える見解）が出されるようになった。更に、後述の最高裁判所作成の専門委員参考資料（2014（平成26）年2月改訂版）では、当事者双方の同意があれば意見を述べるができるうえ、双方が専門委員の説明（意見）内容を証拠とすることに同意しているときは証拠とし得る旨の見解（試行的運用を超える見解）が記載された。

最近の東京地裁での動向として、試行的運用・簡易鑑定的利用の増加傾向が見られるに至っている。

他方、東京地裁では、東京都内の13大学医学部、5大学歯学部の協力を得て、2018（平成30）年2月時点で、23名（医師20名、歯科医師3名）であった専門委員を、2019（令和元）年10月時点で、82名（医師66名、歯科医師16名）にまで増員し、引き続き増員の努力を続けている。

## 第2 専門委員制度検証小委員会によるアンケートの実施と経過

### 1 専門委員制度検証小委員会の役割・存在意義

当委員会では、これまで医療関係事件の分野での専門委員制度の運用実態等につき、後述のとおり、アンケートを実施しその検証作業をおこない、その結果を報告してきた。また、専門委員制度の内包する問題点について、現状を批判的に検討することともに、法定された専門委員制度の健全な運用方を求めることに当委員会の役割・存在意義があると考え、そのための努力をしてきた。

専門委員は、法文上、「専門的な知見に基づく説明」を行うこととなっているが、制度創設時より指摘されているとおり、「説明」と「意見」の相違は必ずしも明確ではない。また、鑑定と異なり証拠となるものではないにも関わらず、裁判官の心証に影響を及ぼす危険性も指摘されている。

専門委員制度創設当初は、専門委員の活用には裁判所も当事者も相当程度慎重であり、専門委員の書面化された説明ないし意見を書証化することについてはもちろん、いかなる形であっても専門委員の説明ないし意見によって心証を形成することについては、かなり謙抑的であったとの印象がある。

しかし、専門委員の説明ないし意見を心証形成に用いてよいかどうかは、当事者の手続保障の問題であるとして、両当事者の同意がある場合は、弁論の全趣旨として、専門委員の説明ないし意見を訴訟資料として

もよいとの見解、さらに、専門委員が作成した書面を書証として提出することについても当事者の同意があればよいとする見解などが台頭してきた。

さらに、最高裁判所作成の専門委員参考資料(2014(平成26)年2月改訂版34頁)では、「専門委員は鑑定人と異なることから、事件についての結論や当事者間で真に争いがある事項について、専門委員自身の意見を述べることはしないように留意する必要があります。」としながらも、「例外的に、当事者双方が専門委員が意見を述べることについて同意している場合には、意見を求められることがあります。その場合には裁判所の指示に従って下さい。」としており、双方の同意があれば意見を述べる事が出来るという見解をとった。証拠化についても、専門委員は、裁判所のアドバイザー的な立場から、審理の参考となる説明を行うものであり、その説明内容は証拠にならない。しかし、前記参考資料改訂版には「もっとも、当事者双方が専門委員の説明内容を証拠とすることに同意している場合には、手続保障を放棄しているとして、証拠にすることができる」と書かれ、「証拠化」への道を開いた。

かかる現状への批判的検討も、当委員会の役割である。

専門委員制度の民事訴訟法上の位置づけ、とりわけ、専門委員の説明ないし意見によって裁判官が心証形成することの是非について、再度、問題点を明確化した議論がなされるべきである。

## 2 アンケートの目的

本アンケートは、上記1の観点から、代理人として担当した弁護士から、各自の経験した実態と評価を回答してもらい、専門委員制度の運用過程について実態を捉えて専門委員制度の活用状況を検証するとともに、現状を批判的に検討することで、専門委員制度の適切かつ健全な運用を目指すものである。

## 3 第1次～第3次の各報告と公表

第1次アンケート<sup>1</sup> 2006(平成18)年実施

(2007(平成19)年1月報告) 対象事件数17件

---

1 第1次アンケート結果は、「専門委員制度検証小委員会報告書」(2008(平成20)年3月報告)(<https://niben.jp/info/group20080331.pdf>)の末尾資料4参照。

第2次アンケート<sup>2</sup> 2006(平成18)年6月～2008(平成20)年6月までに実施

対象事件数12件

第3次アンケート<sup>3</sup> 2010(平成22)年4月以降選任の件について実施

(2015(平成27)年6月報告) 対象事件数14件

第3次アンケートでは、第2次アンケートと比較して、「簡易鑑定的な意見の開陳があった」「知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた」と指摘する趣旨の回答が増加している。必ずしも母数が多くはないため断定するには至らないが、以前と比較して、近時は、試行的運用の下では例外的な使い方であるはずの簡易鑑定的な利用方法が増加しつつあり、むしろ原則化しているといえるのではないか。

また、第3次アンケートの結果からは、実質的には、専門委員の説明ないし意見が、裁判所の心証に影響を与えているのではないかと理解できる。これは、第2次アンケートでは見られなかった傾向である。

#### 4 第4次アンケート件数、回答回収数

第4次アンケートは、終局した専門委員関与事件として裁判所から通知を受けた、アンケート未実施の2011(平成23)年以降選任された件について、2016(平成28)年5月から実施した。今回の報告書では、2018年6月末日までに回答が届いた件を集計・検討した。

裁判所から教示を受けた事件数28件中、当事者の一方ないし双方から回答が得られた対象件数は26件で、回答数は42通であった。

#### 5 アンケートへの裁判所のご協力

東京三会医療関係協議会の専門委員制度検証小委員会で、専門委員制度の運用についての本検証を行うについては、当初から、東京地裁医療集中部(民事第14部、民事第30部、民事第34部及び民事第35部)のご協力ぬきにはありえなかった。弁護士会は、裁判所が専門委員を選任した事件のうち、第一審終了事件について、担当部、事件番号、原告

---

2 第2次アンケートの結果は、第3次アンケートの結果とあわせて、2015(平成27)年6月に報告。

3 [https://www.toben.or.jp/know/iinkai/iryuu/pdf/senmoni\\_in\\_anke\\_houkoku.pdf](https://www.toben.or.jp/know/iinkai/iryuu/pdf/senmoni_in_anke_houkoku.pdf)

及び被告の両当事者代理人名のご教示を裁判所から受けることができた。裁判所のご協力に心より感謝申し上げます。

### **第3 第4次アンケート結果の概要**

#### **1 はじめに**

現在までに当事者の一方ないし双方から回答が得られている対象事件は26件で、当事者代理人数にして42人から回答が得られた（末尾添付資料2-1）。

#### **2 終了事由**

終了事由は、判決が13件、和解が13件で同数であった。

第3次までのアンケートと比して、判決の割合がやや増加している。

#### **3 診療科**

アンケートの回答によると専門委員の診療科は、歯科8件、外科2件、内科4件、眼科2件、脳神経外科2件、泌尿器科1件、整形外科3件、婦人科1件、耳鼻咽喉科2件、麻酔科1件、美容整形1件であった。1件で複数診療科にまたがる事案（複数専門委員選定）もあった。全体の分布としては、回答の正確性に疑問のあるものもあるが、歯科が相対的に多い。

#### **4 専門委員(氏名、所属、専門分野)**

従前、簡易裁判所の調停委員を務めている医師が専門委員として任命されることが多いとされていたが、近時では鑑定人と同様に、医療機関・裁判所・弁護士会間の協議会に参加している都内大学病院から推薦される専門委員も増加している。

今回のアンケートでは、2017(平成29)年以前に専門委員の関与決定がなされた事件を対象としているが、2017(平成29)年2月からは、都内大学病院で歯学部をもつ5大学との間で医療機関・裁判所・弁護士会間の協議会及び幹事会も開始され、医科のみならず歯科についても今後大学病院からの推薦を受けた専門委員が増加することになっている。このような給源の変化が専門委員制度利用にどのような影響を与えるかについて、慎重に見守る必要があると思われる。

#### **5 利用目的**

複数回答可で利用目的について尋ねたところ、回答の分布は次のよう

なものがあった。

争点整理 25、 証拠調べ 10、 和解 12  
レントゲン読影 1、 鑑定的意見ないし簡易鑑定 4  
その他（裁判所の知識補充、手術経過の説明）

主に、争点整理において利用されていることが多いことがわかるが、専門委員の実際の活動について尋ねた質問事項に対する回答では、簡易鑑定的な意見の開陳とする回答も少なくなく（回答数16）、医学的な事項についての説明と争点整理目的の事案に即した説明ないし意見は不可分であることが推測される。専門委員の発言は意見であっても証拠にならないのが原則であるが、代理人としては、専門委員を利用する際に、争点整理目的だからと言って安易に利用することなく、裁判所の心証への事実上の影響等、その波及的な効果についても十分熟慮した上での制度利用が必要であろう。

## 6 関与の経緯

関与の経緯については、裁判所からのすすめとの回答が圧倒的に多く、ほとんどの事件では裁判所から専門委員の利用を促されているというのが実態であると推測される。

裁判所のすすめ 39  
原告の希望 2  
双方もしくはどちらからともなく希望 3

## 7 人選

専門委員の人選については、「裁判所から単数（複数名採用の場合は該当人数）候補を示された」との回答が27件と圧倒的に多いが、「裁判所から示された複数の候補者の中から選択した」との回答も4件あった。

専門委員は、人数増加の努力はされているものの、まだ限られた人員の中での選任であることが推測される。

## 第4 第4次アンケートに見る運用の実態

### 1 事前説明と同意

専門委員の関与は、双方当事者の意見を聴いた上で裁判所が決定することとされている（民事訴訟法92条の2）。アンケート結果では、専門委員の関与に同意していないとの回答が2件あったものの、ほとんどの事案では、専門委員関与について当事者の同意を得た上で関与が決定

されているものと考えられる。

また、関与時の説明については、アンケートでは、半数以上が制度趣旨や専門委員関与の目的・理由について裁判所からの説明があったと回答しており、一定程度、裁判所と双方当事者で専門委員を関与させる目的や理由について認識の共通化がはかられているものと推測される。さらに、専門委員の説明や意見が証拠にならないことを説明されたとする回答も3分の1程度あった。専門委員の説明や意見については、双方当事者の同意があれば証拠とできるかとの重要な論点があるが、事前に、その点につき裁判所と双方当事者が認識を共通化することが、制度の適切な運用のために重要なことであると思われる。

## 2 実際の活動

専門委員が参加する期日において、実際にどのような活動を行うかについては、アンケートの回答から当事者双方と裁判所が事前に協議して決めた質問事項に対して専門委員が回答するとの方法が多くの場合で行われていることがわかる。

結局のところ、事前に作成される質問事項が、どこまで当該事案に即したものであるかによって、一般的な説明といっても個別事案に対する意見ないし鑑定的意見に近いものとならざるをえないので、代理人としては質問事項作成の段階で、十分な検討が必要であるということになる。アンケートの回答では、約3分の1が「簡易鑑定的な意見の開陳」があったと回答している。

## 3 関与結果についての意見及び評価

専門委員が関与した結果について、医学的知見が得られたとの回答が最も多いのは、専門委員の性質上、当然であると思われる。文献で示せるような一般的な医学的知見については、当事者代理人が立証の努力をすべきであろう。

専門委員の公正中立さについては、約半数が公正中立との印象を受けたと回答している。他方、専門委員が関与して悪かった点を尋ねた設問に対し、専門委員の発言が知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていたとの回答をした代理人は、いずれも公正中立という印象を受けたとは回答しておらず、むしろ公正さに疑問を呈する回答をしている代理人もいる。また、知見の偏りや知識が不十分であったとの回答もあった。もちろん、自己の主張に対し不利益な方向での意見を述べられた当事者は不満を抱く可能性がある点は割り引いて考えなければならないである。

うが、専門委員制度がより積極的に活用されるためには、専門委員の中立公正さや十分な知識・知見が担保される必要があるだろう。

#### 4 関与の仕方、運用等についての意見・感想

「専門委員は不要あるいは弊害がある」ないし「専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどめるべき」と言った専門委員制度に対して消極的な意見も一定数ある。しかし、むしろ、「専門委員制度はもっと活用すべき」「当事者に異議がなければ意見を述べてもらってもいいと思う」「事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う」といった専門委員に対する積極的な意見が、数的には否定的意見を上回っている。

もっとも、並行して「専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである」「手続的に位置づけがあいまいである」といった意見も少なくなく、専門委員制度が信頼性あるものとしてより積極的に活用されるためには、専門委員の役割の明確化や専門委員の説明・意見を訴訟上、どのように位置づけるのかをより明確にし、裁判所と双方代理人が共通の認識をもって制度を利用・運用することが前提条件となるのではないかと考えられる。

#### 5 専門委員制度についての意見・感想

自由記載欄に記入された意見・感想については、資料としてまとめたので参照されたい（末尾添付資料2-2）。

### 第5 裁判記録閲覧結果に基づく、アンケートに書かれていない事項の補充

#### 1 はじめに

今回の調査では、当委員会の委員が分担をしてアンケートの対象事件の裁判記録を閲覧し、アンケートには書かれていない点、あるいは、アンケートの回答では不分明な点を確認したので、それらの結果を以下に整理する。

#### 2 専門委員関与の経過について

専門委員を関与させるべきと考えた理由・必要性を、調書に記載しているものはなかった。

専門委員関与の経緯について、原告ないし被告からの申し出ないし要望によって専門委員関与の方向に進んだことを示す記載は認められなかった。

これに対し、専門委員を関与させることを裁判所から申し出ないし提

案したことを示す調書記載が【 9、20、23、25】で存在した。その他の事案でも、質問事項の準備の経過や当事者が専門委員の関与に同意するに至る経過などからして、裁判所からの提案によって専門委員の関与が決まったとみられるものが多数であった。

どのような事案で専門委員を関与させるに至っているかについては、上記のとおり、専門委員を関与させるべきと考えた理由・必要性は調書に記載されていなかったため、調書を概観した印象ということにはなるが、次のような事案で専門委員を関与させるに至っていることがうかがわれた。

- 当事者の主張・立証が期日を重ねてきたものの不十分な場合、または今後期日を重ねても不十分と予想される場合
  - ・ 本人訴訟での原告・被告本人、原告代理人の力量不足
  - ・ 事案の性格から適切な医学的知見を得にくい（歯科、美容医療など）
- 専門委員より基本的な医学的知見の説明を受けられることで、争点の整理、裁判所の判断ができると考えられる事案
- 当該事案の特定の争点につき、専門委員の意見を得られれば、裁判所の心証形成、判断ができると考えられる事案
- 解決金額が少額になると予想され、簡易鑑定的に利用することに合理性があると考えられる事案（歯科、美容医療など）

### 3 専門委員関与にあたっての事前の説明について

裁判所が当事者双方に事前に説明した内容につき、次のように、調書に詳細に記録しているケースが見られた【 14、15、18、21】。これは、申し合わせに則って運用していくことを説明したものと評価できる。

裁判所から次の各事項につき説明を受けた上、本件の争点整理手続きに専門委員が関与すること（及び専門委員が意見を述べること）に同意する。

1. 東京地裁の医療集中部においては弁護士会との申合せにより、当事者双方の同意がある場合には、専門委員に対し個別的具体的な事件における診療行為等についての意見を求めることができる扱いをしていること。
2. 専門委員に対し説明や意見を求める事項及び専門委員に交付する資料については裁判所と当事者が事前に協議した上で決定する



こと。

3. 専門委員の説明や意見は証拠とならず、弁論の全趣旨としても斟酌されないこと。
4. 専門委員の説明や意見に異議のある当事者は、反論及び立証の機会を与えられること。
5. 本件については、当事者双方の利害関係のない（当該診療科）医師（何名または医師の氏名）を専門委員として選任することを予定していること。

他の事案では、次項記載のように、当事者が同意したこと、同意の内容を記載してはいるものの、それに先立ち裁判所がどのような説明を行ったかについては、明確には記載されていなかった。

#### 4 当事者の同意の範囲について

当事者が専門委員を関与させることに同意したことについては、多くの事案で調書に記載されていた【5、6、13、14、15、18、20、21、22、23、25】。

また、多くの事案で、専門委員の関与につき、説明にとどまらず具体的な事項についての意見を求めることに、当事者が同意したことが記載されていた【6、13、14、16、18、21】。かかる同意があったことが調書に記載されていない他の多くの事案では、具体的意見にわたる質問事項の作成に当事者も関与していることからして、具体的な事項についての意見を求めることになることを前提に手続きが進められていたことがうかがわれた。ただし、裁判所が当事者双方に対して、専門委員に具体的な事項についての意見を求めることを説明すること、及び、その説明を受けた上で当事者双方が専門委員に具体的意見を求めることに明示的に同意することがないままに、具体的意見にわたる質問事項の作成に当事者双方が関与していたことをもって、当事者双方が具体的な事項について意見を求めることに同意していると扱うことには疑問が残る。

専門委員の意見が証拠とならないことを説明したことが調書に明確に記載されているのは、上記3記載の試行的運用のルールの説明を行ったことを調書に記載している事案だけであった。他方、【3】では「本日の専門委員の説明を書証として提出することがあることを了解する。」ことが調書に記載されていた。

## 5 専門委員への質問事項の作成について

裁判所が説明を求める事項、質問事項の案を作成し、当事者双方に意見を求めてとりまとめる方式、当事者双方に案を提出させてとりまとめる方式等があったが、いずれも当事者の意見を入れながら作成されていた。

## 6 専門委員への提示資料について

専門委員へ提示した資料が何かについては、すべての事案で調書記載があるわけではなく、調書から何が提示されているかを統一的ないし比較しながら把握することはできなかったが、記載されていたものからは【11、12、14、16】概ね次のような資料が提示されていると認められる。

- ・ 質問事項書
- ・ 診療経過一覧表
- ・ 主張整理表
- ・ 診療記録など診療経過に関する資料、画像（A号証）。病理医である専門委員にプレパラートを交付した事案があった【12】。
- ・ 必要があれば、医学文献（B号証）

どの範囲の資料を提示するかについて合意に至る過程で、当事者がどのような意見を述べ、それがどのように結論に反映されたかについては、調書記載からは分からなかった。

## 7 専門委員関与決定から専門委員の立会期日までの期間について

専門委員関与決定から専門委員の立会期日までの期間は、多くは1～2ヶ月であった。中には、決定後11日後【10】、3週間後【13】に立会期日が指定された事案もあった。決定から立会期日までの期間が長いものでは、3ヶ月半という事案があった【18】。

多忙な医師に説明ないし意見を求める手続きであることからすると、1～2ヶ月という期間でも短い印象を受けるが、これは、専門委員関与の段取りがすべて整った後に決定がなされるという運用の影響と考えられる。現に、決定は弁論準備期日等になされているわけではなく、立会期日とその前の弁論準備期日との間になされているものが複数あった。

## 8 専門委員に説明または意見を求める方式

事前に専門委員より質問事項に対する回答書を得て、立会期日に専門委員に出頭してもらい、回答書に基づき説明ないし意見を求める形式が

とられている。

調書の記述からは、専門委員に説明ないし意見を求める方法（当事者が質問する順序）については、裁判所が最初に質問し、その後に当事者が質問することが通常とみられた。

特殊な例として、専門委員に対して、初診時の情報のみを提供して書面で意見を述べてもらい、次に全診療経過の情報を提供して書面及び口頭（弁論準備手続期日）で意見を述べてもらうという、専門委員の意見を二段階で求める方式があった【21】。

## 9 専門委員の立会期日以後の和解勧告について

専門委員の関与を経た後に和解協議がなされている事案が多数あったことから、専門委員の関与後、裁判所が和解勧告をしたとみられる事案が少なからず存在した。

## 第6 専門委員の意見の記録化と「証拠」化について

### 1 専門委員の意見は民事訴訟記録にどのように記載されているか

(1) 専門委員の説明ないし意見は、専門委員から提出された説明、意見又は質問に対する回答が記載された書面を、専門委員が立ち会った期日の調書に添付する方法で記録化されているケースが多かった【1、3、5、6、8ないし12、14ないし16、18、19、23】。

上記書面の添付に加え、または添付せずに、当該期日における専門委員との口頭による問答の要約が記載されているケースもあった【3、14ないし16、18、23】。要約の記載方法は、期日調書に直接記載する方法と、別紙に記載して別紙を調書添付する方法があった。

さらに、当該期日における専門委員との口頭による問答を書記官が録音ないし録画し、データ（DVD）を記録に編綴しているケースもあった【18、23】。

(2) 専門委員の説明ないし意見の記録方法については、法令上の規定はなく裁判所の裁量に委ねられるので、上記の記録方法はいずれも法律上、直接問題とはならない。もっとも、専門委員の説明ないし意見を証拠化する可能性があるのであれば、少なくとも後日検証が可能な程度に記録されるべきである。

### 2 専門委員の意見の「証拠」化について

#### (1) 専門委員の提出した書面や期日調書の直接の証拠化

ア 多くのケースでは、専門委員から提出された書面や当該期日調書

は、当事者から書証として提出されていない。専門委員選任に際しての事前説明として、裁判所から各当事者に対し、試行的運用について説明した上で、専門委員の説明や意見は証拠とならず、弁論の全趣旨としても斟酌されないこと、専門委員の意見等に異議ある当事者は反論及び立証の機会を与えられることを明示的に説明し、当該期日調書にその旨を記載しているケースもあった【14、15、18、21】。

他方、専門委員の立会期日の調書に「本日の専門委員の説明を書証として提出することがあることを了解する。」ことが記録され、その弁論準備手続調書の写しが書証として提出されたケースがあった【3】。

また、少なくとも記録上は書証提出に関する合意や説明はなく、専門委員から提出された書面や専門委員の立会期日の調書が書証として提出されたケースがあった【5、8】。このうち【5】のケースでは、当事者から証拠提出された専門委員の提出した書面が判決中に証拠として引用されており、控訴審判決においても当該証拠及び専門委員の発言が引用されていた。その他の事案については、【3、8】の事案も含め、当該証拠が引用されたり、専門委員の説明ないし意見が明示的に引用されている判決はなかった。

イ 専門委員の説明ないし意見の証拠化の是非はここでは置くとしても、制度趣旨及び弁論主義に照らせば、少なくとも当事者の同意がなければ証拠化は許されないと解すべきである。また、この同意は、本来、証拠能力のないものにそれを付与するものなのだから、証拠能力の有無に関する後日の紛争を回避するため、明示的になされることが望まれる。

## (2) その他のケース

ア 専門委員の提出した書面が間接的に証拠化されたケースとしては、訴訟代理人が専門委員の提出した書面を協力医に提示し、協力医が専門委員の提出した書面に係る意見を記載したメールを代理人に送信し、そしてそのメールが証拠として提出されたケースがあった【10】。

また、証拠化ではないが、裁判所が各当事者に対して提示した和解案記載の書面において、「専門委員の説明」として、専門委員の回答内容が複数引用されているケースが見られた【10】。

イ 前者については、専門委員の説明ないし意見の間接的・派生的な証拠の取扱いの問題である。当事者としては、専門委員の説明ない

し意見が自己に有利であれば何らかの形で証拠化を試みたいと考えるであろうし、自己に不利であれば何らかの形で反論・反証を試みたいと考えるであろう。不利な場合の反論・反証においては、その対象の証拠能力の有無は特段問題とならないので、専門委員の説明ないし意見の証拠化の問題は顕在化しにくいと思われるが、有利な場合は顕在化する。難しい問題であるが、間接的・派生的な証拠が専門委員の説明ないし意見と実質的に同一といえるのかどうかなどを考慮し、判断されるものと思われる。

和解勧誘における専門委員の説明ないし意見の利用は、説明ないし意見を証拠化しているわけではないので、法律上、直接的には問題とならない。しかし、明示的な利用は、専門委員の説明ないし意見が裁判所の心証に影響を与えていることを明らかにするものであって、専門委員の説明ないし意見が証拠化されずに判決に至った場合、当事者に対し、その心証、すなわち専門委員の説明ないし意見の影響が完全に払拭されているのか疑念を抱かせる結果となる。そのため、和解勧誘の場面においても、専門委員の説明ないし意見の証拠化の問題及び反論・反証の機会の問題が意識されるべきと思われる。

## 第7 専門委員制度の運用の現状と当委員会の意見

### 1 制度の創設

専門委員制度は、「専門訴訟の適切かつ迅速な審理のため、専門的知見の幅広い活用という観点から、専門委員に関与させ、裁判官の知見を補う」ことを目的として、2003(平成15)年7月の民事訴訟法の一部改正により2004(平成16)年4月から導入された制度である。専門委員制度の発足に合わせて最高裁事務総局から2004(平成16)年2月に専門委員参考資料(専門委員の手引き)が発行されたが、ここでは専門委員の意義及び役割について、「専門委員制度とは、専門的な分野について知識経験を豊富に有する専門家(専門委員)に、争点及び証拠の整理や証拠調べの訴訟手続き全般に関与し、必要な場合に専門的知見に基づく説明等をしていただくことにより、専門訴訟における審理の充実及び合理的期間内の解決を目指すものです。」と解説されていた<sup>4</sup>。

---

4 専門委員参考資料・最高裁判所事務総局・平成16年2月・4頁

## 2 最高裁事務総局の専門委員参考資料の内容の変遷および学説

### (1) 2004（平成16）年2月発行の専門委員参考資料に書かれた原則

2004（平成16）年2月発行の専門委員参考資料（以下、旧版という）では、「専門委員は、鑑定人と異なることから、事件についての結論や当事者間で真に争いがある事項について、専門委員自身の意見を述べることに等しいように留意する必要があります。」と記載され<sup>5</sup>、鑑定人と専門委員のの違いを「専門委員が、アドバイザー的な立場から、審理の参考になる説明を行っていただくものであるのに対して、鑑定人は、裁判所が判決をする上での基礎資料となる意見を述べていただくものであるとの点で異なります。」としている<sup>6</sup>のみで、専門委員が意見を述べる場合を想定した記載はない。

これは、立法過程において中間試案では「意見」を聴くということになっていたものが、鑑定と専門委員の区別を明確化するために「説明」という用語に変わったという経緯<sup>7</sup>を踏まえて、制度創設における当初は、制度の趣旨に忠実に専門委員が意見を述べることを想定していなかったからであると推測できる。しかし、現実には説明と意見の違いが必ずしも明確ではないことが意識されるようになり、専門委員制度を実施する中から、専門委員に意見を求めることで専門委員制度をもっと活用すべきだとの見解が示されるようになってきた。

### (2) 説明と意見の違いと医療集中部の試行的運用

2006（平成18）年3月、東京地裁の医療集中部から「医療集中部における専門委員の関与のあり方について（案）」（試行的運用）が弁護士会（東京三会医療関係事件検討協議会、以下同じ）に示された。その中で「裁判所が相当と認め、かつ当事者双方が同意する場合には、専門委員に対して、一般的な知見の説明に加えて具体的な事項についての意見を求めるとの運用を試行的に行うこととする。この運用の際は、上記1及び2に加えて以下の点に留意する。」として、「(1) 専門委員制度が、本来、専門委員から一般的知見の説明を受けることをないようとするものであることに照らし、この運用は、当

---

5 同30頁

6 同35頁の表

7 高橋讓編・医療訴訟の実務・商事法務・125頁の手嶋あさみ裁判官の立法経緯の解説

事者が専門家の協力を受けることが困難な場合など例外的な場合に限定して行う。(2) 専門委員は、求められた事項についてのみ意見を述べ、原則としてあらかじめ作成した書面に基づいて意見を述べることとする。(3) 専門委員が意見を述べた事項についても、当事者に立証の機会を十分に確保する。」との条件を付して、専門委員に対し意見を求める運用の打診があった<sup>8</sup>。

この試行的運用は、意見を求める場合を例外的場合に限定し、当事者双方の同意を条件とし、意見の内容を書面化するのを原則とし、反証の機会を保障しており、透明性の観点からも妥当性を有するものと評価された。弁護士会からは、上記(3)に「当該意見が証拠資料にならないことを踏まえ」と加筆・修正する提案をし、裁判所もその提案を了解し、2006(平成18)年夏から試行的運用を開始した。ただ、その後も東京地裁医療集中部での専門委員制度の利用は必ずしも活発とは言えない状況であった。

専門委員に意見を求めることができるという運用を受けてか、2012(平成24)年7月に最高裁判所規則の第一条が、「専門委員は、専門的な知見に基づく説明をし、又は意見を述べるために必要な知識経験を有するものの中から、最高裁判所が任命する。」と一部改正され、専門委員が意見を述べるのが規則上明記されるに至った。

### **(3) 専門委員制度を活用するためには、簡易鑑定的利用を是認すべきとする見解の台頭**

このように専門委員に意見を求めることが行われるようになると、専門委員の意見、特に評価的意見により裁判官が心証を得ることが現実の問題としては生じてくる。そしてむしろ簡易鑑定的に積極的に利用すべきとの意見もあり、大阪地裁では専門委員が簡易鑑定的な意見を述べるという運用を実施したようであるが<sup>9</sup>、東京地裁の医療集中部では簡易鑑定的意見を求めるような運用はされていなかった。

そして専門委員の説明ないし意見から得た心証を、裁判官が和解に活かすのは良いとしても、さらに専門委員の意見を判決の証拠としていいのかという問題については、制度の趣旨(中立性、公平性、透明性を重視)としては、専門委員の説明は知見の補充であるから、証拠

---

8 医療集中部における専門委員関与のあり方について(案)・平18.5.11

9 座談会専門委員の活用について・判例タイムズ1375・14頁・平24.4.

にできないし、証拠にすべきでないことは明白であったはずである。しかし、それでは専門委員制度は使い勝手が悪いという批判があったようであり、さらに証拠化への道を開いたのが最高裁の改訂版・専門委員参考資料の記載であった。

#### (4) 2014（平成26）年2月発行の改訂版の専門委員参考資料に書かれた原則と例外

2014（平成26）年2月に専門委員参考資料の改訂版（以下、改訂版という）が出されたが、ここでは旧版と同様に鑑定人と専門委員の違いを述べ、説明内容は証拠とならないとの原則を示しながらも、例外的な場合には意見を求めることがあること、さらにその意見を証拠とすることがありうるということが明示されるに至った。

すなわち、「ある程度類型化された事実関係に評価的経験則を当てはめて客観的な推論結果を説明（例えば、「一般にAの場合にはBという結果は起こらない。」という説明など）していただくこともあります。さらに、事案によっては、具体的事実関係に専門的経験則を当てはめて、評価的要素を加えた説明（例えば、「本件Aという瑕疵は、その形状等からBが原因であると判断できない。その原因としては、Cが考えられる。」という説明など）をしていただくこともありますが、こうした評価的な「説明」と「意見」との区別は微妙であり、どこまでが説明概念に含まれるかは難しい問題です（次頁の【留意事項】参照）。専門委員にそのような説明をしていただくかは、裁判所の判断によって異なりますので、事前に裁判所との間でよく確認していただく必要があります。」としている<sup>10</sup>。

そして、【留意事項】として「専門委員は鑑定人と異なることから事件についての結論や当事者間で真に争いがある事項について、専門委員自身の意見を述べることはしないように留意する必要があります。」という原則は述べながらも、「例外的に、当事者双方が専門委員が意見を述べることについて同意している場合には、意見を求められることがあります。その場合には裁判所の指示に従って下さい。」としており、双方の同意があれば意見を述べることを明らかにしている<sup>11</sup>。ここまでは、東京地裁の医療集中部の「医療集中部

---

10 専門委員参考資料改訂版・最高裁判所事務総局・平成26年2月・33～34頁

11 専門委員参考資料改訂版・最高裁判所事務総局・平成26年2月・34頁



における専門委員の関与のあり方について」（添付資料1）でも示された内容であり、弁護士会としても異論のないところであろう。

しかし、この記述に引き続き「なお、専門委員が行った説明内容は、証拠資料とはなりません。もっとも、当事者双方が専門委員の説明内容を証拠とすることに同意している場合には、手続保障を放棄していると見て、証拠にすることが出来ると理解されています。」との記載がされた。このように例外的にせよ専門委員の意見を証拠化することを是認することについては、その手続的保障が必ずしも明らかでないことなどもあり、その透明性の担保については議論のあるところであろう。

実際にこの改訂版の記載に意を強くしたのか、「当事者双方が専門委員の説明文書等を書証として証拠化することにつき同意している場合は、手続保障の観点からは、当事者双方が手続保障を放棄しているものと解することができるので、裁判所がこれを証拠として採用し、心証形成に用いることは適法である」、「専門委員の説明をふまえた当事者の主張内容の合理性等を考慮し、合理的な範囲で専門委員の説明を弁論の全趣旨として事実認定の資料として用いることができるものと解される。このように、当事者の手続保障を経たうえであれば、合理的な範囲で専門委員の説明を心証形成に利用することが理論的に可能になるものと解される。」という見解<sup>12</sup>が示され、実際に専門委員の意見を証拠として引用している判決<sup>13</sup>や「弁論の全趣旨」として証拠にしている判決<sup>14</sup>が出されるに至っている。

#### (5) 当委員会の意見（まとめ）

専門委員を選任する場合に、裁判所は当事者の意見を聴くが、選任それ自体は裁判所の専権事項である。その場合に、専門委員制度について裁判所から当事者に説明を行うのが望ましい。調書に説明内容を詳細に記載した例【14、15、18、21】もあり、これは評価できる。

そして、専門委員は本来は説明をすることに留まるはずだったが、これを意見を述べることにまで拡大することについては、専門委員制

---

12 福田剛久＝高橋譲＝中村也寸志編・医療訴訟・平成28

13 本アンケート調査5番の事例（東京地裁平成26年3月26日判決）

14 大阪地判平29・2・17ウエストロージャパン（交通事故のケース）、大阪地判平25・2・26判例タイムズ1389号193頁（建築紛争のケース）

度を実効性のあるものにする必要性からも是認でき、試行的運用のルールにしたがう限り問題はない。しかし、簡易鑑定的利用をする場合は、当事者の同意を得る必要がある。そしてこれにより裁判官が事実上の心証を得て和解に活用することまでは許容できる。

しかし、それを当事者の同意を根拠に証拠化することには疑問を感じざるを得ない。

また、改訂版のように専門委員の意見を証拠とする場合には、少なくとも当事者が証拠にすることに同意している事実がなければならず、これは厳格に判断されなければならない。また証拠として引用している場合は、その是非はともかくとして、それ自体は明確であるのに対し、「弁論の全趣旨」では極めてあいまいで不透明であるとの感は否めない。

このように本来証拠にならないはずの専門委員の意見が、当事者が十分に理解していないのに不意打ち的にあるいはなし崩し的に証拠化されることがもしあるとすれば、それは専門委員制度の趣旨を逸脱しており極めて問題であると言わざるを得ない。

したがって、例外的にせよ手続保障を放棄したものとみなして証拠化する以上は、裁判所は「当事者双方が専門委員の説明内容を証拠にすることに同意した」事実を調書に記載することが必要であり、当事者も調書への記載を求めるべきである。その上で、なおその内容に不利益を受ける立場の当事者に（それがどちらの当事者であるかを開示する必要はもちろんないが）、反証（具体的には鑑定や意見書の提出）の機会を与えるべきであり、その機会を与えた事実も調書に記載するのが望ましい。

## 第8 専門委員制度を利用する場合の代理人として留意すべき点

まとめとして、以下に代理人として留意すべき点を述べる。

- 1 専門委員制度は鑑定と違って、専門委員は裁判所の専門的知見を補うアドバイザーであり、その説明は証拠とならないのが大原則であることを認識しておくこと。
- 2 専門委員は説明を行うのであり、意見を述べるのは例外であって、当事者の同意を要すること。
- 3 説明と意見の違いは微妙なところがあり、評価的説明や意見は簡易鑑定になりうること。
- 4 したがって、専門委員の選任を裁判所が提案してきた場合は、その目的・理由および単なる一般的説明なのか、評価的意見に及ぶのかを尋ね

て確認すること（裁判所から説明がない場合は、こちらから説明を求め  
ることは何ら差し支えない）。

- 5 評価的な意見に及ぶ場合は、簡易鑑定に近いものになりうることを認  
識すること（それを望まないならば、簡易鑑定にならないように求めて  
もかまわないが、審理の促進には協力する姿勢を示すと良いだろう）。
- 6 専門委員候補者が人選として適切と考える理由（公平性・中立性に問  
題はないか、その分野の本当の専門家と言えるか、臨床経験はあるのか  
等）を裁判所に尋ねた上で、意見を述べるとよい。
- 7 後日の反証を行う場合に備えて、記録化はどのような方法によるのか  
（調書にするのか、専門委員から説明文書をもらうのか、録音・反訳は  
するのか）を確認する。
- 8 専門委員の説明や意見を証拠にするのは例外であり、当事者の同意が  
必要であり、もし同意をすれば手続的保障を放棄したものとみなされる  
ことがありうることを知るべきである（ただし、弁論の全趣旨として裁  
判所が用いる場合に、当事者に同意を求めないことがありうるので注  
意）。もし証拠化に反対であれば明確にその旨を述べて調書への記載を  
求めること。
- 9 証拠にする場合は手続的保障はあるのか（意見書の提出などの反証の  
機会は与えられるのか、正式な鑑定申立は採用されるのか）を確認し、  
反証を検討する。
- 10 とにかく黙って同意するのではなく、何でも質問はした方が良い（そ  
れをするだけで裁判所は慎重な対応になる）。

以上

## 添付資料1

平成18年10月4日

### 医療集中部における専門委員の関与のあり方について

医療集中部において専門委員の説明を求める場合には、当面、下記の要領に基づいて行うこととする。

#### 記

- 1 専門委員に説明を求める事項は、予め当事者双方の意見を聴いた上、裁判所ができる限り具体的に定め、原則として書面に記載して当事者双方に示すこととする。
- 2 裁判所は、専門委員に対し、その説明を求める期日以前に、上記1で定めた説明を求める事項を示してその趣旨を明らかにするとともに、期日においては当該事項についての説明のみを行いそれ以外の発言をしないよう注意を求めることとする。
- 3 裁判所が相当と認め、かつ当事者双方が同意する場合には、専門委員に対して、一般的な知見の説明に加えて具体的な事項についての意見を求めるとの運用を試行的に行うこととする。

この運用をする際には、上記1及び2に加えて以下の点に留意する。

- (1) 専門委員制度が、本来、専門委員から一般的知見の説明を受けることを内容とするものであることに照らし、この運用は、当事者が専門家の協力を受けることが困難な場合など例外的な場合に限定して行う。
  - (2) 専門委員は、求められた事項についてのみ意見を述べ、原則としてあらかじめ作成した書面に基づいて意見を述べることとする。
  - (3) 専門委員が意見を述べた事項についても、当該意見が証拠資料にならないことを踏まえ、当事者に立証の機会を十分に確保する。
- 4 3の運用については、「医療機関、弁護士会及び裁判所との協議会」の幹事会において、平成19年夏までにそれまでの運用状況を踏まえて、これを見直すこととする。

## 添付資料 2 - 1

		①原告	①被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事30部	東京地裁民事30部
	終了事由	判決	判決
問3	診療科目	歯科(顎口腔外科)	歯科(歯内療法)
問4	専門委員(所属等)	大学病院	
問5	利用目的	・争点整理	・その他(レントゲン読影)
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(内容は無回答)	あり(関与の目的、理由)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由		レントゲンの読影については、当方の見解と差異はないと思えたから
問10	専門委員の実際の活動	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・簡易鑑定的な意見の開陳
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください		
問11	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた	・その他(レントゲンの読影だったので、鑑定的な感じだった)
	関与の結果(悪かった点)	なし	・発言が知見の補充の範囲を越えて意見にまたがっていた
問12	意見・感想	・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである	・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである。 ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う。 ・手続的に位置づけがあいまいである。
問13	その他		・歯科の場合、専門委員が多いという話を聞きますが、当事務所では、ほとんどありません。

		②原告	②被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事30部	東京地裁民事30部
	終了事由	判決	判決
問3	診療科目	歯科(補歯歯科(その他))	歯科(その他(CR充填))
問4	専門委員(所属等)	診療所	診療所
問5	利用目的	・争点整理 ・証拠調べ	・その他(鑑定的意見)
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見が証拠とならないこと)	あり(選任の方法、専門委員の意見が証拠とならないこと)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由	当方としてカンファレンスを提案したところ、裁判所から専門委員の対案がなされた。 第三者の意見は必要と思っていたので、最終的には同意した。	
問10	専門委員の実際の活動	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成(書面のみ))	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・簡易鑑定的な意見の開陳
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください	こちらとしては有利な結果になったので、言うことはありませんでした。	
問11	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた
	関与の結果(悪かった点)	なし	なし
問12	意見・感想	・手続的に位置づけがあいまいである。 ・その他(今回は、たまたま(当方にとって)いい方でしたし、内容も(当事者という立場を離れても)公正だと思いましたが、専門委員の人選にかなり依存するところがあると思いました。)	・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う。 ・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う。
問13	その他	適任の方、信頼できる方に当たればいいのですが、どのようにしてその方が選ばれているのか、その人によりかなり裁判の流れが変わるので怖いところがあります。 当事者(裁判所)からの意見を取り入れて、不適当な方は交代していただくようなことができるとよいのですが。	本件で関与した専門委員は、地裁の調停委員も兼ねている開業経験豊富な歯科医師であり、意見も簡明で理解しやすかった。 特に歯科に関しては、原告代理の弁護士の歯科医学に対する理解度が低い傾向があるので、この制度の活用が望まれる。

		③被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事34部
	終了事由	判決
問3	診療科目	歯科(補綴歯科)
問4	専門委員(所属等)	
問5	利用目的	・争点整理 ・証拠調べ
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見が証拠とならないこと)
問9	同意したか?	はい
	理由	審理が進み、早期紛争解決が期待されたため
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・文献の教示
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください	
問11	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた ・争点が明確になった
	関与の結果(悪かった点)	なし
問12	意見・感想	・専門委員制度はもっと活用すべきである。 ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う。 ・専門委員を鑑定人として鑑定してもらっても良いと思う。 ・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う。 ・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う。
問13	その他	専門委員制度はもっと活用されても良いように思いますし、意見を述べてもらっても良いと思います。 ただ、意見を述べる場合、事実上鑑定になったりしますので、当事者の意見や選任方法、意見の聞き方や反証等は考えないといけないと思います。

		④原告	④被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事30部	
	終了事由	判決	※「守秘義務の関係で回答できません」とのこと(全項目白紙)
問3	診療科目	外科(泌尿器科)	
問4	専門委員(所属等)	大学病院	
問5	利用目的	・争点整理 ・証拠調べ (先端医療機具ハイクの誤作動の有無)	
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	
問8	裁判所からの事前の説明	ない	
問9	同意したか?	はい	
	理由		
問10	専門委員の実際の活動	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)	
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください		
問11	関与の結果(良かった点)	・その他(コンピュータがからんだため、十分解明できなかった)	
	関与の結果(悪かった点)	・役に立たなかった ・その他(コンピュータ知識の不足)	
問12	意見・感想	・専門委員制度はもっと活用すべきである。 ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う。 ・手続的に位置づけがあいまいである。	
問13	その他		



		⑤被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部
	終了事由	控訴
問3	診療科目	歯科(補綴歯科(その他(インレー)))
問4	専門委員(所属等)	診療所
問5	利用目的	・証拠調べ
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(関与の目的・理由)
問9	同意したか?	はい
	理由	
問10	専門委員の実際の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見についての解説</li> <li>・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)</li> <li>・証拠調べに関して意見</li> <li>・簡易鑑定的な意見の開陳</li> </ul>
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください	
問11	関与の結果(良かった点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見が得られた</li> <li>・公正中立の印象を受けた</li> </ul>
	関与の結果(悪かった点)	なし
問12	意見・感想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門委員制度はもっと活用すべきである。</li> <li>・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う。</li> <li>・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う。</li> </ul>
問13	その他	

		⑥原告	⑥被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事34部	東京地裁民事34部
	終了事由	和解	和解
問3	診療科目	内科(呼吸器)	内科
問4	専門委員(所属等)	大学病院/診療所	大学病院/診療所
問5	利用目的	・争点整理 ・和解	・和解
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ(示唆)	原告の希望
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された(2名示され、2名採用)	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	ない	あり(その他(概略))
問9	同意したか?	はい	はい
	理由	裁判所から早い段階で示唆を受け、当方も争点整理(過失の内容の特定)に資すると思ったため。	第三者の意見を聞くこと自体は相応の合理性ありと判断しました。
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください	事前にペーパーで回答をしてくれた。	
問11	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた。 ・公正中立の印象を受けた。 ・争点が明確になった。 ・尋問の内容・方法などが充実した。 ・和解に役立った。	・和解に役立った。
	関与の結果(悪かった点)	なし	・発言が知見の補充の範囲を越えて意見にまたがっていた。
問12	意見・感想	・専門委員制度はもっと活用すべきである。 ・専門委員を鑑定人として鑑定してもらっても良いと思う。 ・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う。 ・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う。	・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである。 ・手続的に位置づけがあいまいである。
問13	その他	専門医と一般開業医2名を専門委員とし、弁論準備手続において、両名が参加し、カンファレンス形式で裁判所、当事者が質問をし、両名の回答が得られたことはよかった。 事前に質問事項に対する回答をペーパーでもらったので、当日、より充実した質問をすることができた。	

⑦被告		
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部
	終了事由	判決
問3	診療科目	眼科
問4	専門委員(所属等)	診療所
問5	利用目的	なし
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(内容は無回答)
問9	同意したか?	はい
	理由	
問10	専門委員の実際の活動	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方、提出事項をふまえ、裁判所が作成)
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください	
問11	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた
	関与の結果(悪かった点)	その他(一般的な知見にとどまるよう裁判長が配慮なさったため、公平・中立性を損なうことがなかった)
問12	意見・感想	なし
問13	その他	本事件では、専門委員の関与が大いに紛争解決に役立ったと考えている。 本事件が原告本人訴訟であったことを含め、事案の特殊性があり、一般化できるかは分からない。

		⑧原告	⑧被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部
	終了事由	控訴・上告	控訴・上告
問3	診療科目	眼科	眼科
問4	専門委員(所属等)	診療所	不明
問5	利用目的	・和解 ・その他(簡易鑑定)	・和解
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	ない (医療事故研究会のメンバーなどに聞いた意見に基づき抵抗していたので、説明の必要がないと判断したのかもしれない)	ない
問9	同意したか?	いいえ(裁判所が関与を決定した)	はい
	理由	専門委員については、医学的根拠に基づかず意見述べ、簡易鑑定的に使われ、いいところは一つもないという情報を得ていたため。	当方の勝ち筋事案であり、裁判所は原告を説得し、低額和解をさせるため、専門委員を利用している感じであった。
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(その他(事前に提出された意見書に関する質問)) 簡易鑑定的な意見の開陳	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)
	専門委員のしたこと で気がなったことが あればご自由にお 書きください	2ページ半で、医学的根拠がほとんど書いていない意見書が提出されていた。 示されていたのは海外文献1つで、チェックのしようがない。 機序につきおかしなことが書かれていたが、協力医もどうしてこう いう判断になるのかと述べていた。	
問11	関与の結果(良かった点)	・その他(何もない)	なし
	関与の結果(悪かった点)	・提供する医学的知見が偏っていた ・医学的知識が十分でなかった(ないに等しい)。 ・発言が知見の補充の範囲を越えて意見にまたがっていた ・公平中立という印象を受けなかった。 ・弁論主義・当事者主義に反しているところがあった。 ・不透明であった。 ・役に立たなかった。	・医学的知見が充分でなかった。 ・不透明であった。
問12	意見・感想	専門委員は不要あるいは弊害がある。	・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う。 ・手続的に位置づけがあいまいである。 ・その他(裁判所・裁判官によって、制度の理解、運用、利用方法が異なっていると思われる。そのため、当事者からみてもまず制度の目的・位置づけが容易に理解できないものとなっている。)
問13	その他	選任手続も透明性を欠く。	専門委員制度は、建前上の制度趣旨はともかく、もともと弁論主義との関係で微妙なものをはらむ制度だと思います。医学的知識と医学的評価をはっきり分けることは無理であり、専門委員の発言には、評価、判断の部分が入り込ませざるを得ないと思います(逆に評価、判断が全く入らない説明を聞いても理解困難であったり、あまり役に立たないのではないかと考えられます。)。それを聞いた裁判官も、人間である以上、専門委員から得たものを心証形成から完全に排除することはできないと思います。 以上の認識に立つうえで、専門委員制度を活用するには、裁判所が当該訴訟における利用目的を明確にして当事者にしっかり説明すること、およびそれに対する当事者の意見表明の機会付与、利用への同意という手続保障が何よりも大事ではないかと思えます。 また、実際に専門委員を関与させる際にも、例えば専門委員が勝手に当事者が組上に載せていない過失について指摘し、意見を述べるなどして弁論主義を破壊しないよう裁判所がしっかり訴訟を指揮することが重要だと思います。この点で、我が国の裁判所、裁判官は、当事者主義、弁論主義の重要性に関する認識がどうも甘く、医療側弁護士からみると大いに不安を感じるどころです。

		⑨原告	⑨被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事14部	東京地裁民事14部
	終了事由	控訴	控訴
問3	診療科目	脳外科	脳神経外科
問4	専門委員(所属等)	大学病院	大学病院
問5	利用目的	争点整理	・その他(手術経過の説明、脳外科手術の注意点等の説明)
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ(示唆)	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から示された複数の候補者の中から選択した	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(関与の目的、理由、選任の方法。専門委員の意見が証拠とならないこと)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見が証拠とならないこと)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由	争点を明確にするために有益と考えた。	
問10	専門委員の実際の活動	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください	とくにありません	
問11	関与の結果(良かった点)	・公正中立の印象を受けた。 ・争点が明確になった。	・医学的知見が得られた。
	関与の結果(悪かった点)	・その他(裁判所の選任した鑑定人の意見(3名)がいずれも専門医医院の意見とは異なった。	なし
問12	意見・感想	・専門委員を鑑定人として鑑定をしてもらっても良いと思う。	・専門委員制度はもっと活用すべきである。 ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う。
問13	その他	専門委員の意見が後に行われたカンファレンス鑑定(3名)の意見と異なることもあることに鑑みるならば専門委員が鑑定人の一人として加わる方法も検討の余地があると考えます。	

		⑩原告	⑩被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事30部	東京地裁民事30部
	終了事由	控訴	控訴
問3	診療科目	歯科(顎口腔外科)	歯科(顎口腔外科)(抜歯)
問4	専門委員(所属等)	大学病院	大学病院
問5	利用目的	・争点整理 ・和解	・争点整理 ・その他(鑑定的意見)
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見が証拠としないこと)	あり(関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見が証拠としないこと)
問9	同意したか？	はい	はい
	理由		X線、CT画像の解説について、原被告間の主張がかけ離れていたため、第三者の専門員の意見を確認したかった。
問10	専門委員の実際の活動	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・簡易鑑定的な意見の開陳
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください		
問11	関与の結果(良かった点)	・争点が明確になった。	・医学的知見が得られた。 ・公正中立の印象を受けた。 ・争点が明確になった。
	関与の結果(悪かった点)	・提供する医学的知見が偏っていた。 ・その他(医療記録の読み込みが不十分だった。)	なし
問12	意見・感想	・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである。	・専門委員制度はもっと活用すべきである。 ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う。 ・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う。
問13	その他	1人の医師に過ぎないのに、裁判所は専門委員の意見を重視しすぎる。 当方協力医(主治医)の見解はなかなか理解してもらえず、苦労しました。	専門委員の鑑定的意見が判決に影響を及ぼしたことは間違いない。

		①原告	①被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部
	終了事由	和解	和解
問3	診療科目	整形外科	整形外科
問4	専門委員(所属等)	総合病院	総合病院
問5	利用目的	・争点整理 ・その他(主として裁判所の知識補充)	・争点整理
問6	関与の経緯	・裁判所からのすすめ(示唆) ・その他(被告消極的)	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見が証拠とならないこと)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見が証拠とならないこと)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由	裁判所の推薦の専門委員なので、公正な意見となると思った。	
問10	専門委員の実際の活動	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は裁判所が作成し、当事者に意見を求めた。) ・文献の教示 ・争点整理に関して(助言、意見、その他(説明))	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・文献の教示
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください	所属病院および専門委員の学校の系統、知識、経験等を知る余裕がなかった(公正かどうかの判断に関する)	
問11	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた。	・医学的知見が得られた。 ・争点が明確になった。 ・和解に役立った。
	関与の結果(悪かった点)	・発言が知見の補充の範囲を越えて意見にまたがっていた(ある程度)。 ・公正中立という印象を受けなかった(不十分)。	なし
問12	意見・感想	・関与にあたって制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべきである(若干不十分)	なし
問13	その他	専門委員の説明日の後、もう一回反対質問の機会を設けてもらいたかった。希望を述べたが許可されなくて、納得不十分のまま、和解となった。 当方の鑑定人が高齢で死亡し、意見を求めることができなくて、敗訴の方向の和解をせざるを得なかった。	

		⑫原告	⑫被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事14部	東京地裁民事14部
	終了事由	和解	和解
問3	診療科目	・産婦人科(婦人科) ・その他(病理)	・産婦人科(婦人科)
問4	専門委員(所属等)	大学病院	大学病院
問5	利用目的	・証拠調べ ・和解	・争点整理 ・和解
問6	関与の経緯	双方もしくはどちらともなく希望	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された。 (但し、医療機関名は複数あった)	裁判所からそれぞれの科(産婦人科・病理科)について単数の候補者を示された。
問8	裁判所からの事前の説明	あり(選任の方法、専門委員の意見が証拠とならないこと)	あり(制度の趣旨、選任の方法)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由		早期解決に資すると考えたため
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(基本的な質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・簡易鑑定的な意見の開陳	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・争点整理に関して意見 ・簡易鑑定的な意見の開陳
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください		
問11	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた。 ・公正中立の印象を受けた。 ・和解に役立った。	・医学的知見が得られた。 ・和解に役立った。
	関与の結果(悪かった点)	なし	なし
問12	意見・感想	・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う。	・専門委員制度はもっと活用すべきである。 ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う。
問13	その他	婦人科・病理2名の専門委員の関与が必要な事案で、質問の一部は両名に共通していたので、カンファレンス鑑定に近い手続となった。 得失を考えて選択し、かつ質問の設定や原告・被告代理人からの質問の時間も充分にとれたので、納得ができた。 専門委員の質と中立性の担保がなされていれば、また当事者の関与が十分に配慮されていれば、活用できる制度であると思われる。	



		⑬原告	⑬被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事30部	東京地裁民事30部
	終了事由	和解	和解
問3	診療科目	内科(呼吸器)	その他(鍼灸)
問4	専門委員(所属等)	大学病院	大学病院
問5	利用目的	・証拠調べ(画像の読影)	・争点整理
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	・裁判所からのすすめ ・双方もしくはどちらともなく希望
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(関与の目的・理由、専門委員の意見が証拠とならないこと)	あり(関与の目的・理由)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由	裁判所が原告のそれまでの主張立証のみでは心証をとれない旨を述べたから(専門委員を入れることが望ましい旨)	画像読影について、一般的な知見を確認するものであったため。
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください		適切であったと思います。
問11	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた。 ・公正中立の印象を受けた。	・医学的知見が得られた。 ・公正中立の印象を受けた。 ・争点が明確になった。 ・和解に役立った。
	関与の結果(悪かった点)	その他(委員への質問事項が裁判所案とせざるを得なかったこと、専門委員の意見の訴訟への生かし方・利用方法が不明確)	なし
問12	意見・感想	・専門委員制度はもっと活用すべきである。 ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う。 ・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う。	・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである。(専門委員に提供する資料なども当事者双方が納得しうるものに限っているので)
問13	その他	結果発生に複数の原因が考えられる因果関係が争点の事案では、専門委員が複数の原因の可能性とその知見を述べるだけで、その蓋然性の程度にも言及しないと、因果関係は不明という結果を導きやすいという弊害がある。	鑑定ほどハードルが高くないので、上手に利用すれば良い制度だと思います。

		⑭原告	⑭被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部
	終了事由	和解	和解
問3	診療科目	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科
問4	専門委員(所属等)		診療所
問5	利用目的	・その他(医学的知見と実質的な鑑定)	・争点整理
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(関与の目的・理由。選任の方法。)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、専門委員の意見が証拠とならないこと)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由	少額事件なので鑑定費用がなかった。	
問10	専門委員の実際の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見についての解説</li> <li>・簡易鑑定的な意見の開陳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見についての解説</li> <li>・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)</li> <li>・文献の教示</li> <li>・争点整理に関して意見</li> <li>・証拠調べに関して意見</li> </ul>
	専門委員のしたこと で気がなったことが あればご自由にお 書きください	独断的なところがあった。	医学的知見の解説や質問への回答において、本来であれば場合分けなり、前提条件を設けた上での説明であるべきところ、かみ砕いたというか、ある意味概括的すぎて、不正確な説明が見された。
問11	関与の結果(良かった点)	和解に役だった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見が得られた。</li> <li>・尋問の内容・方法などが充実した。</li> </ul>
	関与の結果(悪かった点)	・提供する医学的知見が偏っていた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知識が充分でなかった。</li> <li>・発言が知見の補充の範囲を越えて意見にまたがっていた。</li> <li>・弁論主義・当事者主義に反しているところがあった。</li> </ul>
問12	意見・感想		<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである。</li> <li>・手続的に位置づけがあいまいである。</li> </ul>
問13	その他	少額事件の場合、簡易鑑定的利用はやむをえないと思います。	<p>説明と意見の区別は必ずしも明確ではないし、証拠にならないといいいながらも、実際には裁判官の判断に反映されるのであるから、当事者の同意を前提に簡易鑑定として機能させる(複数選任など公平・中立・正確性の担保に必要)、という選択肢もあるのではないかと。</p> <p>裁判官が専門委員に対し、「結局、因果関係は認められると思いますか」と質問していたのが印象的であった。</p>

		⑮被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部
	終了事由	和解
問3	診療科目	歯科(義歯)
問4	専門委員(所属等)	診療所
問5	利用目的	・争点整理
問6	関与の経緯	・裁判所からのすすめ ・双方もしくはどちらともなく希望
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由)
問9	同意したか?	はい
	理由	
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください	
問11	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた。 ・公正中立の印象を受けた。 ・争点が明確になった。 ・和解に役立った。
	関与の結果(悪かった点)	なし
問12	意見・感想	・専門委員制度はもっと活用すべきである。 ・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う。
問13	その他	

		⑩原告	⑩被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事14部	東京地裁民事14部
	終了事由	和解	和解
問3	診療科目	歯科(補綴歯科、インプラント)	歯科(補綴歯科、インプラント)
問4	専門委員(所属等)	診療所	診療所
問5	利用目的	・証拠調べ	・争点整理 ・証拠調べ ・和解
問6	関与の経緯	・裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(関与の目的、理由)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見が証拠とならないこと)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由	原告側につく歯科医師がいなかったため客観的な意見を聞けばプラスになると思ったため。	
問10	専門委員の実際の活動	・裁判所の質問に対する回答(質問事項は裁判所が作成)	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・簡易鑑定的な意見の開陳
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください		
問11	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・和解に役立った	・医学的知見が得られた。 ・和解の役立った。
	関与の結果(悪かった点)	なし	なし
問12	意見・感想	・専門委員制度はもっと活用すべきである ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う ・専門委員を鑑定人として鑑定してもらって良いと思う ・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う ・関与にあたって制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべきである	・専門委員は弊害がある(鑑定と事実上変わらない点) ・専門委員制度はもっと活用すべきである。 ・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである。 ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う。(※) ・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである。(※) ・専門委員を鑑定人として鑑定してもらって良いと思う。 ・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う。 ・手続的に位置づけがあいまいである。 ※の2点について、「この2点は事案にもよるがこの線引き、区分けが困難」、この意見は「ここ(手続的に位置づけが曖昧との意見)につながる」とのこと。
問13	その他	初期段階でも原告に医師がついていない場合には利用してもよいのではないかと。又は初期・終盤と2回利用してもよい。裁判の迅速化にもつながると思う。	本件はもっと早くに専門委員を関与させてもよかった。原告の主張が意味のない主張も多く、二転三転していたため。 しかし、Jの方が主張整理・争点整理していき、これに時間をかけ、かなり絞った段階で、専門委員の関与。こうなれば、専門委員の位置づけは簡易鑑定に近づく。 当事者の思惑、裁判所の思惑が複雑にからみあい、色々な形で使えることが専門委員のメリットだが、その裏として、位置づけがあいまいというデメリットもあるのだと思います。 もう少し、細かいルール化も検討してもよいのかと・・・

		⑩原告	⑩被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部
	終了事由	和解	和解
問3	診療科目	内科(呼吸器科)	内科
問4	専門委員(所属等)	大学病院	大学病院
問5	利用目的	争点整理	争点整理
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見が証拠とならないこと)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見が証拠とならないこと)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由		私的鑑定書の提出が難しかったため。消極的同意
問10	専門委員の実際の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見についての解説</li> <li>・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見についての解説</li> <li>・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)</li> <li>・簡易鑑定的な意見の開陳</li> </ul>
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください		
問11	関与の結果(良かった点)	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見が得られた</li> <li>・公正中立の印象を受けた</li> <li>・争点が明確になった</li> <li>・和解に役立った</li> </ul>
	関与の結果(悪かった点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供する医学的知見が偏っていた</li> <li>・公平中立という印象を受けなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他(提供する医学的知見が極めて高度かつ難解であった)</li> </ul>
問12	意見・感想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門委員制度はもっと活用すべきである</li> <li>・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである</li> <li>・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う</li> <li>・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う</li> <li>・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させても良いと思う</li> <li>・関与にあたって制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべきである</li> <li>・手続的に位置づけがあいまいである</li> </ul>
問13	その他		当事者双方に正式鑑定の機会を保障した上で専門委員に事実上鑑定にわたる意見を述べてもらい、その後の争点整理や和解に活用するのが良いと考える

		⑬被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事14部
	終了事由	和解
問3	診療科目	美容整形
問4	専門委員(所属等)	大学病院
問5	利用目的	争点整理
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(関与の目的、理由)
問9	同意したか?	はい
	理由	原告は思い込みの激しい人だったので第三者医師の意見であれば素直に聞けると思った
問10	専門委員の実際の活動	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください	
問11	関与の結果(良かった点)	・公正中立の印象を受けた ・和解に役立った
	関与の結果(悪かった点)	・その他(裁判官からの質問・理解が不十分で必要な情報を十分に得られないまま終わった)
問12	意見・感想	・専門委員の役割をもっとはっきりさせられるべきである
問13	その他	一度きりの呼び出しではなく、数回程度手続きに同席していただきたかった

		㊸被告(1)	㊸被告(2)
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部
	終了事由	控訴	控訴
問3	診療科目	内科(血液腫瘍科)、外科(頭頸科)	外科(脳外科)
問4	専門委員(所属等)		
問5	利用目的	不明	和解
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ(訴訟指揮)	裁判所からのすすめ(訴訟指揮)
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された(ただし3名)	裁判所から示された複数の候補者の中から選択した
問8	裁判所からの事前の説明	ない	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見が証拠とならないこと)
問9	同意したか?	同意も不同意もしていない	はい
	理由		裁判所の訴訟指揮であり同意した
問10	専門委員の実際の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見の解説</li> <li>・簡易鑑定的な意見の開陳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)</li> </ul>
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください		
問11	関与の結果(良かった点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見の解説</li> <li>・医学的知見がえられた</li> <li>・公正中立の印象を受けた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見が得られた</li> </ul>
	関与の結果(悪かった点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解決のためには何の役にも立たなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役に立たなかった</li> </ul>
問12	意見・感想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門委員制度はもっと活用すべきである</li> <li>・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う</li> <li>・専門委員を鑑定人として鑑定をしてもらっても良いと思う</li> <li>・専門委員に事実上鑑定にわたる意見をいってもらっても良いと思う</li> <li>・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門委員は不要あるいは弊害がある</li> </ul>
問13	その他	裁判所は専門委員を関与させれば医療側有責の意見が呈されると見込んでいたと思われるが全くアテがはずれたというケース。専門委員による意見について原告側は全く受け入れず、結局、関係医師も含め8名もの尋問を行い判決となったものの控訴となり、せめて控訴審においては専門委員関与の成果にもとづいて早く終わらせていただきたいものである。専門委員による1回目の回答にあきたらず、あたかも有責含みの回答に誘導するような追加質問を行い、それでも無責含みの回答であったにも拘わらず、かつ、損害論のツメは全くなっていないにも拘わらず和解を迫られたのには閉口する。	和解を志向しての簡易鑑定的な手続きとして専門委員を利用しましたが知見が証拠にならないため結局それを前提とする和解はまともませんでした。「証拠にしないほうがいい医師の意見」が役に立つ場面であれば意義はあるのかもしれませんが、そのような場面は限られているのではないのでしょうか。

㊦原告		
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部
	終了事由	和解
問3	診療科目	耳鼻咽喉科
問4	専門委員(所属等)	大学病院
問5	利用目的	争点整理
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から示された複数の候補者の中から選択した
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の意見が証拠とならないこと、費用・人数等)
問9	同意したか?	はい
	理由	
問10	専門委員の実際の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見についての解説</li> <li>・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)</li> </ul>
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください	
問11	関与の結果(良かった点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見が得られた</li> <li>・和解に役立った</li> </ul>
	関与の結果(悪かった点)	
問12	意見・感想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う</li> </ul>
問13	その他	



		㊦被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部
	終了事由	控訴
問3	診療科目	外科(脳外科)
問4	専門委員(所属等)	総合病院
問5	利用目的	争点整理
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ(示唆) 原告の希望
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、専門委員の意見が証拠とならないこと)
問9	同意したか?	いいえ
	理由	必要性が認められない
問10	専門委員の実際の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見についての解説</li> <li>・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)</li> </ul>
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください	
問11	関与の結果(良かった点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見が得られた</li> </ul>
	関与の結果(悪かった点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(その他)専門委員の説明の後に原告がそれにあわせて後遺症について新たな主張をしてくるなど、争点が整理されるというよりもかえって拡散した</li> </ul>
問12	意見・感想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門委員は不要あるいは弊害がある(上記のとおり)</li> <li>・関与にあたって制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべきである</li> <li>・手続的に位置づけがあいまいである</li> </ul>
問13	その他	

		㊤原告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事14部
	終了事由	和解
問3	診療科目	麻酔科
問4	専門委員(所属等)	大学病院
問5	利用目的	証拠調べ
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から示された複数の候補者の中から選択した
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、選任の方法)
問9	同意したか?	はい
	理由	
問10	専門委員の実際の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所の質問事項に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)</li> <li>・証拠調べに関して(意見)</li> <li>・簡易鑑定的な意見の開陳</li> </ul>
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください	当事者の一方が当日口頭で述べたことを“事実”として、それを前提にしたような意見の開陳があったこと。
問11	関与の結果(良かった点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見が得られた</li> </ul>
	関与の結果(悪かった点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発言が知見の補充の範囲を超えて意見にまたがっていた</li> <li>・弁論主義・当事者主義に反しているところがあった</li> </ul>
問12	意見・感想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続的に位置づけがあいまいである</li> </ul>
問13	その他	専門委員の先生自体は真面目で公正な印象を受けましたが、運用の仕方があいまいで活用しづらいと思いました。一回来て意見を述べ、その後、和解手続となりましたが、一回の関与では誤った事実認識を修正できないように思います。

		㊤被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事34部
	終了事由	判決
問3	診療科目	矯正歯科
問4	専門委員(所属等)	診療所
問5	利用目的	証拠調べ その他(心証形成、弁論の全趣旨として斟酌)
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(関与の目的、理由)
問9	同意したか?	はい
	理由	
問10	専門委員の実際の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 医学的知見についての解説</li> <li>▪ 裁判所の質問事項に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)</li> <li>▪ 簡易鑑定的な意見の開陳</li> </ul>
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください	
問11	関与の結果(良かった点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 医学的知見が得られた</li> <li>▪ 公正中立の印象を受けた</li> </ul>
	関与の結果(悪かった点)	
問12	意見・感想	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 医学的知見が得られた</li> <li>▪ 専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである</li> </ul>
問13	その他	

		㊸原告	㊸被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部
	終了事由	和解	和解
問3	診療科目	整形外科	外科(心臓外科)
問4	専門委員(所属等)	総合病院	
問5	利用目的	争点整理	争点整理 和解
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(選任の方法、専門委員の意見が証拠にならないこと)	あり(制度の趣旨、関与の目的理由、選任の方法、専門委員の意見が証拠にならないこと)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由	回答が予想できたから	
問10	専門委員の実際の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見についての解説</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見についての解説</li> <li>・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)</li> <li>・争点整理に関して(助言)</li> <li>・簡易鑑定的な意見の開陳</li> </ul>
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください		
問11	関与の結果(良かった点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見がえられた</li> <li>・公正中立の印象を受けた</li> <li>・和解に役立った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見がえられた</li> <li>・公正中立の印象を受けた</li> <li>・和解に役立った</li> </ul>
	関与の結果(悪かった点)		
問12	意見・感想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門委員制度はもっと活用すべきである</li> <li>・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである</li> <li>・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらっても良いと思う</li> <li>・専門委員を鑑定人として鑑定してもらっても良いと思う</li> <li>・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う</li> <li>・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う</li> <li>・手続的に位置づけがあいまいである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである</li> <li>・専門委員を鑑定人として鑑定してもらっても良いと思う</li> <li>・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う</li> <li>・その他(専門委員が公平公正有能であることが前提ですが)</li> </ul>
問13	その他		

		㉗原告	㉗被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部
	終了事由	控訴	控訴
問3	診療科目	整形外科	整形外科
問4	専門委員(所属等)	大学病院	大学得病院
問5	利用目的	争点整理	争点整理 和解
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(関与の目的理由、専門委員の意見が証拠にならないこと)	あり(制度の趣旨、関与の目的理由、選任の方法、専門委員の意見が証拠にならないこと)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由	専門委員の意見を聞きなかったから	医学的知見について原告側に誤解していると思われることがあったため
問10	専門委員の実際の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>医学的知見についての解説</li> <li>裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医学的知見についての解説</li> <li>裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)</li> <li>簡易鑑定的な意見の開陳</li> </ul>
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください		
問11	関与の結果(良かった点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>医学的知見がえられた</li> <li>公正中立の印象を受けた</li> <li>争点が明確になった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医学的知見がえられた</li> <li>公正中立の印象を受けた</li> <li>争点が明確になった</li> <li>和解に役立った(ただし和解は成立していない)</li> </ul>
	関与の結果(悪かった点)		その他(尋問の際に専門委員が述べた意見を証言されたため「証拠にならない」という趣旨が徹底されなかったこと)
問12	意見・感想	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門委員制度はもっと活用すべきである</li> <li>専門委員を鑑定人として鑑定してもらっても良いと思う</li> <li>専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う</li> <li>裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う</li> <li>関与にあたって制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべきである</li> <li>手続的に位置づけがあいまいである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門委員制度はもっと活用すべきである</li> <li>知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う</li> </ul>
問13	その他	専門委員の意見では手術適応がないとの判断であったにもかかわらず、判決では専門委員の意見と全く逆の判断がなされた。制度上、同意見を積極的に証拠として使えないのは納得しているが、同意見と矛盾する判断をする場合にはその理由をもっと明かにしてほしい。	

㊸原告		
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部
	終了事由	和解
問3	診療科目	外科(消化器外科)
問4	専門委員(所属等)	大学病院
問5	利用目的	和解
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的理由、選任の方法、専門委員の意見が証拠にならないこと)
問9	同意したか?	はい
	理由	協力医が見つからなかったため
問10	専門委員の実際の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見についての解説</li> <li>・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)</li> <li>・簡易鑑定的な意見の開陳</li> </ul>
	専門委員のしたこと で気になったことが あればご自由にお 書きください	
問11	関与の結果(良かった点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的知見がえられた</li> <li>・公正中立の印象を受けた</li> <li>・和解に役立った</li> </ul>
	関与の結果(悪かった点)	
問12	意見・感想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門委員制度はもっと活用すべきである</li> <li>・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらって良いと思う</li> </ul>
問13	その他	和解で口外禁止条項が付されていますので、その点、取り扱いにはご注意ください。

## 添付資料 2 - 2

### 【第4次アンケート回答における代理人弁護士の意見】

※ 問13に対する回答（自由記載）を中心に記載し、関連する問9～問12に対する回答（選択回答＋自由記載）も記載した（質問内容は、添付資料4を参照されたい。）。

#### ①事件原告代理人

（良かった点）医学的知見が得られた。

（意見・感想）専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべき。

#### ①事件被告代理人

歯科の場合、専門委員が多いという話を聞くが、当事務所では、ほとんどない。

レントゲンの読影だったので、鑑定的な感じ。

（同意）レントゲンの読影については、当方の見解と差異はないと思えたから。

（悪かった点）知見の補充の範囲を越え意見にまたがっていた。

（意見・感想）専門委員の役割をもっとはっきりさせるべき。当事者に異議なければ意見も可。手続的位置づけがあいまい。

#### ②事件原告代理人

適任の方、信頼できる方に当たればいいが、どのようにしてその方が選ばれているのか、その人によりかなり裁判の流れが変わるので怖いところがある。当事者からの意見を取り入れて、不適當な方は交代していただくようなことができるとよいが。

（同意）カンファレンス鑑定を提案したが、裁判所から専門委員の対案。第三者の意見必要と思っていたので、最終的には同意。

（良かった点）医学的知見が得られた。公正中立の印象。

（意見・感想）手続的位置づけがあいまい。

今回は、たまたま当方にとっていい方だったし、内容も（当事者という立場を離れても）公正だと思った。専門委員の人選にかなり依存するところがあると思う。

#### ②事件被告代理人

本件の専門委員は、地裁の調停委員も兼ねる開業経験豊富な歯科医師であり、意見も簡明で理解しやすかった。特に歯科に関しては、原告代理人の弁護士の歯科医学に対する理解度が低い傾向があるので、この制度の活用が望まれる。

（良かった点）医学的知見が得られた。公正中立の印象。

（意見・感想）当事者に異議なければ意見も可。裁判所の判断に専門委員の意見を反映させてよい。

#### ③事件被告代理人

専門委員制度はもっと活用されても良いように思う、意見を述べてもらっても良いと思う。

ただ、意見を述べる場合、事実上鑑定になったりするので、当事者の意見や選任方法、

意見の聞き方や反証等は考えないといけない。

(同意) 審理が進み、早期解決が期待されたため。

(良かった点) 医学的知見が得られた。争点が明確になった。

(意見・感想) もっと活用すべき。当事者に異議なければ意見も可。専門委員を鑑定人として鑑定してもらってよい。事実上鑑定にわたる意見も可。裁判所の判断に専門委員の意見を反映させてよい。

#### (④事件原告代理人)

(悪かった点) コンピュータが絡んだため、十分解明できず。役に立たず。コンピュータ知識の不足。

(意見・感想) もっと活用すべき。当事者に異議なければ意見も可。手続き的位置づけあいまい。

#### (⑤事件被告代理人)

(良かった点) 医学的知見が得られた。公正中立の印象。

(意見・感想) もっと活用すべき。事実上鑑定にわたる意見も可。裁判所の判断に専門委員の意見を反映させてよい。

#### (⑥事件原告代理人)

専門医と一般開業医2名を専門委員とし、弁論準備手続に両名が参加しカンファレンス形式で裁判所、当事者が質問をし両名の回答が得られてよかった。事前に質問事項に対する回答書もらったので、当日、より充実した質問ができた。

(同意) 裁判所から早い段階で示唆を受け、争点整理(過失の内容の特定)に資すると思ったため。

(良かった点) 医学的知見が得られた。公正中立の印象。争点明確に。尋問の内容方法など充実した。和解に役立った。

(意見・感想) もっと活用すべき。専門委員を鑑定人として鑑定してもらってよい。事実上鑑定にわたる意見も可。裁判所の判断に専門委員の意見を反映させてよい。

#### (⑥事件被告代理人)

(同意) 第三者の意見を聞くこと自体は相応の合理性ありと判断。

(良かった点) 和解に役立った。

(悪かった点) 知見の補充の範囲を越え意見にまたがった。

(意見・感想) 知見の補充にとどまるべき。手続き的位置づけあいまい。

#### (⑦事件被告代理人)

本事件では、専門委員の関与が大いに紛争解決に役立った。

本事件が原告本人訴訟であったことを含め、事案の特殊性があり、一般化できるかは分からない。



(良かった点) 医学的知見が得られた。公正中立の印象。

(その他) 一般的知見にとどまるよう裁判長が配慮し、公平・中立性を損なわず。

#### (⑧事件原告代理人)

選任手続も透明性を欠く。

(同意) 専門委員の関与に同意していない。(裁判所が関与決定)

専門委員につき、医学的根拠に基づかず意見を述べ、簡易鑑定的に使われ、いいところは一つもないとの情報を得ていた。

(気になること) 医学的根拠が殆ど書いていない意見書(2頁半)と海外文献1つのみでチェックのしようなし。機序につきおかしな記載。協力医もどうしてこういう判断になるのかと述べた。

(悪かった点) 医学的知見の偏り。医学的知識ないに等しい。知見の補充の範囲を越え意見にまたがった。公正中立との印象もせず。弁論主義・当事者主義に反するところあり。不明朗。役に立たず。

(意見・感想) 専門委員は不要あるいは弊害あり。

#### (⑧事件被告代理人)

専門委員制度は、建前上の制度趣旨はともかく、もともと弁論主義との関係で微妙なものはらむ制度。医学的な知識と医学的な評価をはっきり分けることは無理。専門委員の発言には、評価、判断の部分がどうしても入り込まざるを得ない(逆に評価、判断が全く入らない説明を聞いても理解困難であったり、あまり役に立たないのではないか)。それを聞いた裁判官も、人間である以上、専門委員から得たものを心証形成から完全に排除することはできないと思う。

以上の認識に立ったうえで、専門委員制度を活用するには、裁判所が当該訴訟における利用目的を明確にして当事者にしっかり説明すること、およびそれに対する当事者の意見表明の機会付与、利用への同意という手続保障が何よりも大事と思う。

また、実際に専門委員を関与させる際にも、例えば専門委員が勝手に当事者が俎上に載せていない過失について指摘し、意見を述べるなどして弁論主義を破壊しないよう裁判所がしっかり訴訟指揮することが重要。この点で、我が国の裁判所、裁判官は、当事者主義、弁論主義の重要性に関する認識がどうも甘く、医療側弁護士からみると大いに不安を感じる。

(同意) 専門委員関与に同意。当方の勝ち筋事案で、裁判所は原告を説得し、低額和解をさせるため専門委員を利用している感じ。

(悪かった点) 医学的知見が充分でなかった。不明朗。

(意見・感想) 当事者に異議なければ意見も可。手続きの位置づけあいまい。

裁判所・裁判官によって、制度の理解、運用、利用方法が異なっている。そのため、当事者からみてもますます制度の目的・位置づけが容易に理解できず。

#### (⑨事件原告代理人)

専門委員の意見が、後に行われたカンファレンス鑑定（3名）の意見と異なることもあり、専門委員が鑑定人の1人として加わる方法も検討の余地がある。

（同意）争点明確化のために有益と考えた。

（良かった点）公正中立の印象。争点明確に。

（悪かった点）鑑定人3名の意見がいずれも専門委員の意見とは異なった。

（意見・感想）専門委員を鑑定人として鑑定してもらってよい。

#### ⑨事件被告代理人

（良かった点）医学的知見が得られた。

（意見・感想）もっと活用すべき。当事者に異議なければ意見も可。

#### ⑩事件原告代理人

1人の医師に過ぎないのに、裁判所は専門委員の意見を重視しすぎる。当方協力医（主治医）の見解はなかなか理解してもらえず、苦勞した。

（良かった点）争点が明確になった。

（悪かった点）医学的知見の偏り。医療記録の読み込み不十分。

（意見・感想）知見の補充にとどまるべき。

#### ⑩事件被告代理人

専門委員の鑑定的意見が判決に影響を及ぼしたことは間違いない。

（同意）X線、CT画像の解説につき、原被告間の主張がかけ離れていたの、第三者の専門委員の意見を確認したかった。

（良かった点）医学的知見が得られ、公正中立の印象。争点が明確に。

（意見・感想）もっと活用すべき。当事者に異議なければ意見も可。事実上鑑定にわたる意見も可。

#### ⑪事件原告代理人

専門委員の説明日の後、もう一回反対質問の機会を設けてもらいたかった。希望を述べたが許可されなくて、納得不十分のまま和解。

当方の鑑定人が高齢で死亡し意見を求めることができず、敗訴方向の和解をせざるを得なかった。

（同意）裁判所推薦の専門委員で公正な意見になると思った。

（良かった点）医学的知見が得られた。

（悪かった点）知見の補充の範囲を越え意見に。公正中立との印象もてず（不十分）。

（意見・感想）関与にあたり、制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべき（若干不十分）。

#### ⑪事件被告代理人

（良かった点）医学的知見が得られた。争点が明確に。和解に役立った。

#### ⑫事件原告代理人

婦人科・病理2名の専門委員の関与が必要な事案で、質問の一部は兩名に共通してい

たので、カンファレンス鑑定に近い手続となった。

得失を考慮して選択し、かつ質問の設定や両代理人からの質問の時間も充分にとれたので納得できた。専門委員の質と中立性の担保がなされ、また当事者の関与が充分に配慮されていたれば、活用できる制度と思われる。

(良かった点) 医学的知見が得られた。公正中立の印象。和解に役立った。

(意見・感想) 当事者に異議なければ意見も可。

#### (12)事件被告代理人)

(同意) 早期解決に資すると考えた。

(良かった点) 医学的知見が得られた。和解に役立った。

(意見・感想) もっと活用すべき。当事者に異議なければ意見も可。

#### (13)事件原告代理人)

結果発生に複数原因が考えられる因果関係が争点の事案では、専門委員が複数の原因の可能性とその知見を述べるだけで、その蓋然性の程度にも言及しないと、因果関係は不明という結果を導きやすいという弊害がある。

(同意) 裁判所が原告のそれまでの主張立証のみでは心証をとれない、専門委員を入れることが望ましい旨述べたから。

(良かった点) 医学的知見が得られた。公正中立の印象。

(悪かった点) 質問事項が裁判所案とならざるを得なかった。専門委員の意見の訴訟への生かし方・利用方法が不明確。

(意見・感想) もっと活用すべき。当事者に異議なければ意見も可。事実上鑑定にわたる意見も可。

#### (13)事件被告代理人)

鑑定ほどハードルが高くないので、上手に利用すれば良い制度だと思う。

(同意) 画像読影について、一般的な知見を確認するものであったため。

(良かった点) 医学的知見が得られた。公正中立の印象。争点が明確になった。和解に役立った。

(意見・感想) 専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべき。(専門委員に提供する資料なども当事者双方が納得しうるものに限っているので)

#### (14)事件原告代理人)

少額事件では、簡易鑑定的利用はやむを得ないと思う。

(同意) 少額事件で鑑定費用がなかった。

(気になった点) 独断的なところがあった。

(良かった点) 和解に役立った。

(悪かった点) 提供する医学的知見の偏り。

#### (14)事件被告代理人)

説明と意見の区別は必ずしも明確ではないし、証拠にならないといいながらも、実際には裁判官の判断に反映されるのだから、当事者の同意を前提に簡易鑑定として機能させる(複数選任など公平・中立・正確性の担保は必要)という選択肢あり。

裁判官が専門委員に対し、「結局、因果関係は認められると思いますか」と質問していたのが印象的。

(気になった点) 医学的知見の解説や質問への回答において、本来であれば場合分けなり、前提条件を設けた上での説明であるべきところ、かみ砕いたというか、ある意味概括的すぎて不正確な説明が散見。

(良かった点) 医学的知見が得られた。尋問内容・方法などが充実。

(悪かった点) 医学知識が充分でない。知見の補充の範囲を越え意見に。弁論主義・当事者主義に反しているところあり。

(意見・感想) 役割をはっきりさせるべき。手続き的位置づけあいまい。

#### (15)事件被告代理人)

(良かった点) 医学的知見が得られた。公正中立の印象。争点が明確になった。和解に役立った。

(意見・感想) 専門委員制度はもっと活用すべき。事実上鑑定にわたる意見も可。

#### (16)事件原告代理人)

初期段階でも原告に医師がついていない場合には利用してもよい。又は初期・終盤と2回利用してもよい。裁判の迅速化にもつながると思う。

(同意) 原告側につく歯科医師がいなかったため客観的な意見を聞けばプラスになると思った。

(良かった点) 医学的知見が得られた。公正中立の印象。和解に役立った。

(意見・感想) 専門委員制度はもっと活用すべき。鑑定人として鑑定をしてもらってもよい。事実上鑑定にわたる意見も可。関与にあたり制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分に説明をすべき(若干不十分)。

#### (16)事件被告代理人)

本件はもっと早くに専門委員を関与させてもよかった。原告主張に意味のないものも多く二転三転していたため。しかし、裁判官が主張整理・争点整理していき、時間をかけかなり絞った段階で専門委員の関与。こうなれば、簡易鑑定に近づく。

当事者と裁判所の各思惑が複雑にからみあい、色々な形で使えることが専門委員のメリットだが、その裏として、位置づけがあいまいというデメリットもある。

もう少し、細かいルール化も検討してもよい。

(良かった点) 医学的知見が得られた。和解に役立った。

(意見・感想) 鑑定と事実上代わらないとの弊害も。専門委員制度はもっと活用すべき。役割をはっきりさせるべき。異議なければ、意見を述べるも可(※)。専門委員は知見の補充にとどまるべき(※)。鑑定人として鑑定してもらってもよい。事実上鑑定にわたる意見も可。

※の2点につき事案にもよるが、線引き、区分け困難。→手続き的位置づけあいまい。

**(18)事件原告代理人)**

(良かった点) なし。

(悪かった点) 提供する医学的知見が偏っていた。公平・中立の印象を受けなかった。

(意見・感想) 当事者に異議なければ意見も可。

**(18)事件被告代理人)**

当事者双方に正式鑑定を保障した上で専門委員に事実上鑑定にわたる意見を述べてもらい、その後の争点整理や和解に活用するのが良い。

(同意) 私的鑑定書の提出が難しかったため、消極的同意。

(良かった点) 医学的知見が得られた。公正中立の印象。争点が明確になった。和解に役立った。

(悪かった点) 提供する医学的知見が極めて高度かつ難解。

(意見・感想) 専門委員制度はもっと活用すべき。役割をはっきりさせるべき。異議なければ、意見を述べるも可。事実上鑑定にわたる意見も可。裁判所の判断に専門委員の意見を反映させても良い。制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分説明すべき。手続き的位置づけあいまい

**(19)事件被告代理人)**

一度きりの呼び出しではなく、数回程度手続きに同席してほしかった。

(同意) 原告は思い込みの激しい人だったので第三者医師の意見なら素直に聞けると思った。

(良かった点) 公正中立の印象。和解に役立った。

(悪かった点) 裁判官からの質問・理解が不十分で必要な情報を十分に得られないまま終わった。

(意見・感想) 当事者に異議なければ意見も可。

**(20)事件被告代理人(1))**

裁判所は専門委員を関与させれば、医療側有責の意見が呈されると見込んでいたと思われるが、全くアテがはずれたというケース。専門委員による意見につき原告側は全く受け入れず、結局、関係医師も含めて8名もの尋問を行い判決となったが控訴。せめて控訴審においては専門委員関与の成果にもとづいて早く終わらせてほしい。専門委員による1回目の回答にあきたらず、あたかも有責含みの回答に誘導するような追加質問を行い、それでも無責含みの回答であったにもかかわらず、かつ、損害論のツメは全くなっていないにもかかわらず、和解を迫られたのには閉口する。

(同意) 同意も不同意もしていない。

(良かった点) 医学的知見が得られた。公正中立の印象。

(悪かった点) 解決のために何の役にも立たず。

(意見・感想) 専門委員制度はもっと活用すべき。当事者に異議なければ意見も可。鑑定人として鑑定してもらってもよい。事実上鑑定にわたる意見も可。裁判所の判断に専門委員の意見を反映させても良い。

**(㉔事件被告代理人(2))**

和解を志向しての簡易鑑定的手続きとして専門委員を利用したが、知見が証拠とならないため、それを前提とする和解はまとまらず。「証拠にしない方がいい医師の意見」が役に立つ場面があれば意義はあるかもしれないが、そのような場面は限られている。

(同意) 裁判所の訴訟指揮であり同意。

(良かった点) 医学的知見が得られた。

(悪かった点) 役に立たず。

(意見・感想) 専門委員は不要あるいは弊害がある。

**(㉕事件原告代理人)**

(良かった点) 医学的知見が得られた。和解に役立った。

(意見・感想) 当事者に異議なければ意見も可。

**(㉖事件被告代理人)**

(同意) 必要性が認められず、同意しなかった。

(良かった点) 医学的知見が得られた。

(悪かった点) 専門委員の説明の後に原告がそれにあわせて後遺症について新たな主張をしてくるなど、争点が整理されるというよりもかえって拡散。

(意見・感想) 上記のとおり、専門委員は不要あるいは弊害がある。制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分説明すべき。手続き的位置づけあいまい

**(㉗事件原告代理人)**

専門委員自体は真面目で公正な印象を受けたが、運用の仕方があいまいで活用しづらいと思った。1回来て意見を述べ、その後、和解手続きとなったが、1回の関与では誤った事実認識を修正できないように思う。

(気になった点) 当事者の一方が当日口頭で述べたことを「事実」として、それを前提としたような意見の開陳があった点。

(良かった点) 医学的知見が得られた。

(悪かった点) 知見の補充の範囲を越え意見に。弁論主義・当事者主義に反しているところがあった。

(意見・感想) 手続き的位置づけあいまい。

**(㉘事件被告代理人)**

(良かった点) 医学的知見が得られた。公正中立の印象。

(意見・感想) 専門委員の役割をはっきりさせるべき。

**(㉙事件原告代理人)**

(同意) 回答が予想できたから同意。

(良かった点) 医学的知見が得られた。公正中立の印象。和解に役立った。

(意見・感想) 専門委員制度はもっと活用すべき。専門委員の役割をはっきりさせるべき。当事者に異議がなければ意見を述べるも可。専門委員を鑑定人として鑑定してもらっても良い。事実上鑑定にわたる意見も可。裁判所の判断に専門委員の意見を反映させても良い。手続き的位置づけあいまい。

**(㉔事件被告代理人)**

(良かった点) 医学的知見が得られた。公正中立の印象。和解に役立った。

(意見・感想) あくまでも知見の補充にとどまるべき。専門委員を鑑定人として鑑定してもらっても良い。事実上鑑定にわたる意見も可。(上記2点は、専門委員が公平公正有能であることが前提。)

**(㉕事件原告代理人)**

専門委員の意見では手術適応がないとの判断だったにもかかわらず、判決では専門委員の意見と全く逆の判断がされた。制度上、専門委員の意見を積極的に証拠として使えないのは納得しているが、矛盾する判断をする場合にはその理由をもっと明らかにしてほしい。

(同意) 専門委員の意見を聞いたかったから同意。

(良かった点) 医学的知見が得られた。公正中立の印象。争点が明確になった。

(意見・感想) 専門委員制度はもっと活用すべき。鑑定人として鑑定してもらっても良い。事実上鑑定にわたる意見も可。裁判所の判断に専門委員の意見を反映させても良い。関与にあたって制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべき。手続き的位置づけあいまい。

**(㉖事件被告代理人)**

(同意) 医学的知見につき原告側に誤解していると思われることがあったため、同意。

(良かった点) 医学的知見が得られた。公正中立の印象。争点が明確になった。和解に役立った(ただし和解は不成立)。

(悪かった点) 尋問の際に専門委員が述べた意見を証言されたため、「証拠にならない」という趣旨が徹底されなかった。

(意見・感想) 専門委員制度はもっと活用すべき。当事者に異議がなければ意見を述べるも可。

**(㉗事件原告代理人)**

(同意) 協力医が見つからなかったため、同意。

(良かった点) 医学的知見が得られた。公正中立の印象。和解に役立った。

(意見・感想) 専門委員制度はもっと活用すべき。事実上鑑定にわたる意見も可。

以上

## 添付資料 3 - 1

専門委員規則（原文は縦書き）

平成一五年一月一二日最高裁判所規則第二〇号

専門委員規則を次のように定める。

専門委員規則

（任命）

第一条 専門委員は、専門的な知見に基づく説明をするために必要な知識経験を有する者の中から、最高裁判所が任命する。

（欠格事由）

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、専門委員に任命することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 四 弁護士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、建築士又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補として除名、業務禁止、登録抹消、免許取消し又は登録消除の懲戒処分を受け、当該処分に係る欠格事由（建築士にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第七条第三号に規定する欠格事由に限る。）に該当する者
- 五 医師として医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第二項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者

（任期）

第三条 専門委員の任期は、二年とする。

（所属等）

第四条 専門委員の所属する裁判所は、最高裁判所が定める。

第五条 所属の裁判所以外の他の裁判所における事件の処理のために特に必要がある場合において、当該他の裁判所又は所属の裁判所のいずれか一方が他方の所在地を管轄する上級裁判所であるときはその上級裁判所が、それ以外のときは当該他の裁判所と所属の裁判所に共通する直近上級の裁判所が、所属の裁判所の専門委員に当該他の裁判所の専門委員の職務を行わせることができる。

（解任）

第六条 最高裁判所は、専門委員が第二条各号のいずれかに該当するに至ったとき



は、これを解任しなければならない。

2 最高裁判所は、専門委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行ができないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他専門委員たるに適しない行為があると認められるとき。

(旅費、日当及び宿泊料)

第七条 専門委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。ただし、専門委員が所属の裁判所(その裁判所に支部が設けられている場合においては、当該裁判所がその所属する専門委員について指定する裁判所又は支部)又はこれと同一の場所にある他の裁判所又は支部で職務を行う場合における日当は、専ら旅行に要した日に係るものに限る。

2 前項に定めるもののほか、専門委員に支給する旅費、日当及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第百八号)の施行の日から施行する。

## 添付資料 3 - 2

専門委員規則（原文は縦書き）

平成一五年一月一二日最高裁判所規則第二〇号  
改正 同二四年七月一七日最高裁判所規則第九号

専門委員規則を次のように定める。

専門委員規則

（任命）

第一条 専門委員は、専門的な知見に基づく説明をし、又は意見を述べるために必要な知識経験を有する者の中から、最高裁判所が任命する。  
（平二四最裁規九・一部改正）

（欠格事由）

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、専門委員に任命することができない。  
一 禁錮以上の刑に処せられた者  
二 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者  
三 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者  
四 弁護士、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、建築士、不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は社会保険労務士として除名、登録の抹消、業務の禁止、免許の取消し、登録の消除又は失格処分の懲戒処分を受け、当該処分に係る欠格事由に該当する者  
五 医師として医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第二項の規定により免許を取り消され、又は歯科医師として歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七条第二項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者  
（平二四最裁規九・一部改正）

（任期）

第三条 専門委員の任期は、二年とする。

（所属等）

第四条 専門委員の所属する裁判所は、最高裁判所が定める。

第五条 所属の裁判所以外の他の裁判所における事件の処理のために特に必要がある場合において、当該他の裁判所又は所属の裁判所のいずれか一方が他方の所在地を管轄する上級裁判所であるときはその上級裁判所が、それ以外のときは当該他の裁判所と所属の裁判所に共通する直近上級の裁判所が、所属の裁判所の専門委員に当該他の裁判所の専門委員の職務を行わせることができる。

（解任）

第六条 最高裁判所は、専門委員が第二条各号のいずれかに該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。

2 最高裁判所は、専門委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行ができないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他専門委員たるに適しない行為があると認められるとき。

(旅費、日当及び宿泊料)

第七条 専門委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。ただし、専門委員が所属の裁判所（その裁判所に支部が設けられている場合においては、当該裁判所がその所属する専門委員について指定する裁判所又は支部）又はこれと同一の場所にある他の裁判所又は支部で職務を行う場合における日当は、専ら旅行に要した日に係るものに限る。

2 前項に定めるもののほか、専門委員に支給する旅費、日当及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。

附則抄

(施行期日)

1 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百八号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一六年四月一日)

附則（平成二四年七月一七日最高裁判所規則第九号）抄

(施行期日)

第一条 この規則は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二五年一月一日)

## 添付資料 4

2016（平成28）年4月 日

東京地方裁判所平成20年（ワ）第0000号事件

原告代理人

弁護士 先生

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会  
委員長 加々美光子  
同 専門委員制度検証小委員会  
小委員長 弓 仲 忠 昭

### 専門委員制度アンケートのお願い

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、民事訴訟法の改正により新設された専門委員制度が施行されて早12年が経過しようとしています。専門委員制度導入の際には各方面の弁護士から問題点や危惧も表明されていたところであり、導入後同制度がどのように利用され、健全に機能しているのか、裁判所による検証とは別に、弁護士会側からの検証作業も必要ではないかとの趣旨から、当協議会でも小委員会を設けて検討をしてまいりました。

当協議会では、2006（平成18）年1月、2008（平成20）年10月及び2012（平成24）年に同制度についてのアンケートを実施し、その結果を「専門委員制度検証小委員会報告書」（2008年3月）及び「専門委員制度アンケート結果報告書」（2015年6月）として公表（各弁護士会のホームページで）して参りました。

この度、その後の運用状況を把握し、今後の同制度の運用についてさらに検討するため、裁判所から当委員会への情報提供を受け、前回アンケート実施以降に同制度をご経験された先生方を対象に、その実情についてのアンケート調査を引き続き実施させていただくこととなりました。

そこで、先生にはご多忙中のところ恐縮ですが、本アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

本アンケートは1事件につき1通のご回答をいただく形式になっておりますので、もし複数の医療過誤事件について専門委員制度をご経験されておられる場合（他の裁判所でのご経験も含めて）は、大変お手数をおかけしますが、本アンケート用紙をコピーしていただき、1事件について1通のご回答をいただけますと幸いです。ご回答の際には、同封の返信用封筒にてご送付ください。

なお、ご回答をいただいた先生方には、将来、当アンケートの集計結果を取りまとめた際に、ご報告させていただきます。

本アンケートの回答結果を専門委員制度のより良い活用に役立てて行く所存ですので、何卒、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

下記の質問の回答欄にレ点をお付けいただくか、記入欄へのご記入をお願いいたします。  
なお、集計整理の都合上**5月20日までに**、同封の返信用封筒で郵送、または、下記担当事務局宛にFAX送信にて、ご回答いただけると幸いです。

なお、共同受任の先生は、ご相談の上どちらかお一人からご回答をいただければ結構です。

何かご質問・ご意見がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

敬具

記

【本件に関するお問合せ先】

東京三会医療関係事件検討協議会

専門委員制度検証小委員会

小委員長 弓仲 忠昭

〒164-0011 中野区中央3-39-1

たんぽぽ館1F たんぽぽ法律事務所

TEL:03-5342-4001 FAX:03-5342-4002

e-mail: LEQ06363@nifty.ne.jp

【アンケート回答送付先】

東京三会医療関係事件検討協議会

担当事務局 岡本 有加

〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3

弁護士会館11階

第一東京弁護士会人権法制課

TEL:03-3595-8583 FAX:03-3595-8577

e-mail: okamoto@ichiben.or.jp



4. 専門委員の方の氏名、所属、専門分野がわかればご記載下さい。

氏名  所属病院等： 専門：

氏名  所属病院等： 専門：

5. 専門委員の制度を利用した目的は何でしたか（結果をみてのご意見でも結構です。複数記入可）。

- 争点整理
- 証拠調べ
- 和解
- その他（                      ）
- 不明

6. 専門委員関与の経緯をご教示下さい。

- 裁判所からのすすめ（訴訟指揮・示唆）
- 原告の希望
- 被告の希望
- 双方もしくはどちらともなく希望
- その他（                      ）

7. 専門委員人選の方法をご教示下さい。

- 裁判所から単数の候補者を示された。
- 裁判所から示された複数の候補者の中から選択した。
- 当事者が推薦した。
- 学会から推薦を受けた。
- 不明

8. 専門委員関与に際し、裁判所から事前に制度の趣旨、関与の理由などの説明がありましたか。

- ない
- あり⇒（ありとお答えの場合、どのような説明がありましたか）
  - 制度の趣旨       関与の目的、理由       選任の方法
  - 専門委員の意見が証拠とならないこと       その他（                      ）

9. 専門委員が手続に関与することについて同意しましたか。

はい

いいえ

\*同意した理由あるいは不同意とした理由などに関し、ご意見、ご感想などをご自由にお書き下さい。

10. 専門委員は実際に何をしましたか（複数回答可）。

医学的知見についての解説

裁判所等の質問に対する回答

質問事項は裁判所が作成 質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成

予め質問事項は作成せずその場で裁判所のみが質問した 予め質問事項は作成せずその場で裁判所・当事者が適宜質問した その他（ ）}

文献の教示

争点整理に関して {助言 意見 その他（ ）}

証拠調べに関して {助言 意見 その他（ ）}

鑑定事項に関して {助言 意見 その他（ ）}

鑑定人に関して {助言 意見 その他（ ）}

和解に関して {助言 意見 その他（ ）}

簡易鑑定的な意見の開陳

不明

その他（ ）

\*専門委員のしたことで気になったことがあれば、ご自由にお書き下さい。

11. 専門委員の関与の結果について

(1) 専門委員が関与して良かった点（複数回答可）

医学的知見が得られた。

公正中立の印象を受けた。

争点が明確になった。

適切な鑑定人の選任に役立った。

鑑定事項の検討に役立った。

尋問の内容・方法などが充実した。

和解に役立った。



その他 ( )

(2) 専門委員が関与して悪かった点 (複数回答可)

- 提供する医学的知見が偏っていた。
- 医学的知識が充分でなかった。
- 発言が知見の補充の範囲を越えて意見にまたがっていた。
- 公平中立という印象を受けなかった。
- 弁論主義・当事者主義に反しているところがあった。
- 不明朗であった。
- 役に立たなかった。
- その他 ( )

12. 関与の仕方、運用等についての意見・感想 (複数回答可)

- 専門委員は不要あるいは弊害がある。(弊害の例: )
- 専門委員制度はもっと活用すべきである。
- 専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである。
- 知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う。
- 専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである。
- 専門委員を鑑定人として鑑定をしてもらっても良いと思う。
- 専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う。
- 裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う。
- 関与にあたって制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべきである。
- 手続的に位置づけがあいまいである。
- その他 ( )

13. その他どのようなことでも結構ですので、専門委員制度についてのご意見・ご感想をご自由にご記載願います (本アンケートに関する意見でも構いません)。

ご協力有り難うございました。ご回答いただいた日にち、ご氏名などご記入下さい。

回答記載日 201 (平成 )年 月 日

所属弁護士会名 ( ) 弁護士会

ご氏名 ( )

以上

## あ　と　が　き

本アンケート調査及び報告書作成にあたり、東京地方裁判所医療集中部（民事第14部、民事第30部、民事第34部及び民事第35部）からの専門委員関与事件（終了事件）についてのご教示を受けることで、アンケートの実施及び関係事件の記録閲覧が可能となりました。また、医療集中部からは、東京地方裁判所の専門委員の人数の変遷につき、丁寧なご教示をいただき、本報告書に反映させることができました。

ご協力いただいた東京地方裁判所の医療集中各部とアンケートにご回答いただいた代理人弁護士の方々に深く感謝申し上げます。

また、2015年6月発行の前回の「報告書」の「あ　と　が　き」で述べたとおり、最高裁判所事務総局民事局（第2課）にご提供いただいた「専門委員参考資料（改訂版）」（2014年2月作成）も、今回の報告書でも参照・引用させていただきました。ありがとうございました。

2016年4月に第4次アンケートを実施し始めて以来、本「報告書」完成まで、アンケートの発送・回収、アンケート結果の集約・分析、民事記録閲覧室での記録閲覧、専門委員制度検証小委員会での担当委員の初稿をもとにしての議論、東京三弁護士会医療関係事件検討協議会での議論と、本「報告書」の完成に尽力いただいた委員各位、担当事務局その他のみなさまに感謝しあ　と　が　きといたします。

2019（令和元）年12月26日

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会

委員長　小西　貞行

専門委員制度検証小委員会

委員長　弓　仲　忠昭

## 専門委員制度アンケート等結果報告書

発行 2019（令和元）年12月26日

東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館

編集 東京三弁護士会医療関係事件検討協議会